

令和5年2月定例県議会

経済環境常任委員会説明資料

〔令和5年度当初予算・条例等議案関係〕

環  
商  
観  
企  
労

境  
工  
光  
働

生  
労  
戦  
業  
委

活  
働  
略  
員

部  
部  
部  
局  
会

# 目次

## ●環境生活部

1 予算関係議案	
令和5年度当初予算総括表	1
環境政策課	2
水俣病保健課	6
水俣病審査課	8
環境立県推進課	10
環境保全課	14
自然保護課	19
循環社会推進課	24
くらしの安全推進課	26
消費生活課	29
男女参画・協働推進課	31
人権同和政策課	33
2 条例等議案	
自然保護課	34

## ●商工労働部

1 予算関係議案	
令和5年度当初予算総括表	46
商工政策課	47
商工振興金融課	50
労働雇用創生課	59
産業支援課	67
エネルギー政策課	75
企業立地課	77
2 条例等議案	
労働雇用創生課	85
産業支援課	87

## ●観光戦略部

1 予算関係議案	
令和5年度当初予算総括表	89
観光交流政策課	90
観光企画課	95
観光振興課	99
販路拡大ビジネス課	102
2 条例等議案	
観光交流政策課	105
●企業局	
予算関係議案	108
●労働委員会	
予算関係議案	117

## 令和5年度当初予算 総括表

### 環境生活部

#### 一般会計

(単位:千円)

課名	本年度 予算額 (A)	前年度 予算額 (B)	比較 増減 (A)-(B)	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
環境政策課	2,151,310	2,244,877	-93,567				2,151,310
水俣病保健課	8,927,221	8,849,277	77,944	6,726,869		2,957	2,197,395
水俣病審査課	333,658	323,688	9,970	168,503		1,000	164,155
環境立県推進課	781,577	821,705	-40,128	451		43,320	737,806
環境保全課	767,311	566,807	200,504	357,579		5,436	404,296
自然保護課	627,665	663,801	-36,136	206,164	128,000	31,085	262,416
循環社会推進課	395,734	744,917	-349,183	49,191		75,964	270,579
くらしの安全推進課	259,762	277,608	-17,846	12,408		5,985	241,369
消費生活課	212,386	204,289	8,097	56,704		550	155,132
男女参画・協働推進課	217,024	197,717	19,307	5,433	8,000	5,295	198,296
人権同和政策課	315,649	313,144	2,505	119,271			196,378
一般会計 合計	14,989,297	15,207,830	-218,533	7,702,573	136,000	171,592	6,979,132

#### 熊本県のチツソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計

環境政策課	2,625,434	2,734,414	-108,980	429,274	106,000	2,090,160	
<b>総合計</b>	17,614,731	17,942,244	-327,513	8,131,847	242,000	2,261,752	6,979,132

## 令和5年度当初予算説明資料

課名 環境政策課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	本年度の財源内訳			一般財源	説 明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
182 ～183	公害対策費	168,469	153,065	15,404				168,469	1. 職員給与費 <u>128,341</u> ・環境政策課職員給 16人  2. 公害対策促進費 <u>14,455</u> (主な事業) (1)環境政策費 <u>5,498</u> 国等との連絡調整等の経費  (2)環境生活部長秘書事務委託業務 <u>4,351</u> 部長秘書事務委託に要する経費  (3)環境生活部政策調整事業 <u>3,800</u> 部内の政策立案や調整を主体的 に実施するための経費  3. 環境立県推進費 <u>25,673</u> ・水銀フリー推進事業 国内外における水銀フリー社会 の実現に向けた取組みに要する経 費

## 令和5年度当初予算説明資料

課名 環境政策課

(一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A)-(B)	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
					特 定 財 源				
					国支出金	地方債	その他		
354	チッソ株式会社貸付金 県債償還等 特別会計繰 出金	1,982,841	2,091,812	-108,971				1,982,841	チッソ県債償還等特別会計繰出金 1,982,841 (内訳) ・一時金県債(H7政治解決分) 元利償還に係る繰出金 276,268 ・特別県債元利償還に係る繰出金 950,109 ・一時金県債(H22特措法救済分) 元利償還に係る繰出金 756,464
課 計		2,151,310	2,244,877	-93,567				2,151,310	

## 令和5年度当初予算説明資料

課名 環境政策課

(熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	本年度の財源内訳			一般財源	説明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
517	(チッソ貸 付費・公債 費)元金	485,556	476,088	9,468	389,637		95,919		チッソに対する貸付金償還元金 ・患者県債に係る償還元金 <u>485,556</u>
517	(チッソ貸 付費・公債 費)利子	51,037	60,514	-9,477	39,637		11,400		チッソに対する貸付金償還利子 ・患者県債に係る償還利子 <u>51,037</u>
518	(水俣病問 題解決支援 財団出資費 ・公債費) 元金	256,223	248,359	7,864			256,223		水俣病問題解決支援財団出資金償還 元金 ・一時金県債 (H7政治解決分) に係る償還元金 <u>256,223</u>
518	(水俣病問 題解決支援 財団出資費 ・公債費) 利子	20,045	27,909	-7,864			20,045		水俣病問題解決支援財団出資金償還 利子 ・一時金県債 (H7政治解決分) に係る償還利子 <u>20,045</u>
519	(支援措置 費・環境費) 特別貸付金	106,000	106,000			106,000			特別貸付金 ・特別県債によるチッソ (株) への 貸付金 <u>106,000</u>

## 令和5年度当初予算説明資料

課名 環境政策課

(熊本県のチソン株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	本年度の財源内訳				説 明	
					特定財源			一般財源		
					国支出金	地方債	その他			
520	(支援措置費・公債費)元金	888,912	986,263	-97,351			888,912		特別県債償還元金 ・特別県債に係る償還元金	888,912
520	(支援措置費・公債費)利子	61,197	72,817	-11,620			61,197		特別県債償還利子 ・特別県債に係る償還利子	61,197
521	(一時金支払関係支援費・公債費)元金	681,417	672,258	9,159			681,417		一時金支払関係出資金償還元金 ・一時金県債(H22特措法救済分) に係る償還元金	681,417
521	(一時金支払関係支援費・公債費)利子	75,047	84,206	-9,159			75,047		一時金支払関係出資金償還利子 ・一時金県債(H22特措法救済分) に係る償還利子	75,047
課 計		2,625,434	2,734,414	-108,980	429,274	106,000	2,090,160			

## 令和5年度当初予算説明資料

課名 水俣病保健課 (一般会計)

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	本年度の財源内訳			一般財源	説 明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
182 ~183	公害対策費	85,318	84,947	371	42,659			42,659	職員給与費 ・水俣病保健課職員給 12人 <u>85,318</u>
186 ~187	公害保健費	8,841,903	8,764,330	77,573	6,684,210		2,957	2,154,736	1. 公害被害者救済対策費 <u>31,973</u> (主な事業) (1)水俣病関連情報発信支援事業 14,855 水俣病発生地域の市町が行う水俣病に関する情報発信の支援等に要する経費 (2)環境・福祉モデル地域づくり推進事業 10,894 水俣病発生地域の市町が行う慰霊・もやい直しへの支援等に要する経費 2. 水俣病患者保健福祉事業費 <u>4,075</u> ・水俣病認定患者保健指導事業 水俣病認定患者の家庭療養指導に要する経費



## 令和5年度当初予算説明資料

課名 水俣病保健課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	本年度の財源内訳				説明
					特定財源			一般財源	
					国支出金	地方債	その他		
									3. 水俣病総合対策事業費 <span style="float: right;">8,805,855</span> (主な事業) (1) 胎児性・小児性水俣病患者等の地域生活支援事業 <span style="float: right;">92,834</span> 胎児性・小児性水俣病患者等が 住み慣れた地域で暮らしていくた めの日常生活や社会参加の支援等 に要する経費 (2) 水俣病総合対策費等扶助費 <span style="float: right;">8,451,353</span> 水俣病被害者手帳を所持する方 の療養費の支給等に要する経費 (3) 水俣病発生地域リハビリテーショ ン強化等支援事業 <span style="float: right;">43,035</span> 水俣病発生地域の市町が行う水 俣病被害者等のリハビリテーショ ンの支援等に要する経費
課 計		8,927,221	8,849,277	77,944	6,726,869		2,957	2,197,395	

## 令和5年度当初予算説明資料

課名 水俣病審査課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	本年度の財源内訳			一般財源	説 明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
182 ～183	公害対策費	155,477	151,908	3,569	77,738			77,739	職員給与費 ・水俣病審査課職員給 20人 155,477
186 ～187	公害保健費	178,181	171,780	6,401	90,765		1,000	86,416	1. 公害被害者救済対策費 158,181 (主な事業) (1) 公害健康被害認定審査会 17,529 水俣病認定審査会の運営に要する経費 (2) 水俣病認定検診費 80,257 水俣病認定申請者に対する検診等に要する経費 (3) 治療研究事業 30,757 認定申請後、原則1年を経過した方の医療費等の支給に要する経費 (4) 争訟対策費 26,638 水俣病関係の訴訟及び行政不服審査請求に要する経費

## 令和 5 年度当初予算説明資料

課名 水俣病審査課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A)-(B)	本 年 度 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一 般 財 源	
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
									2. 水俣病総合対策事業費 <span style="float: right;">20,000</span> ・水俣病診療拠点設置・ネットワーク構築事業 熊本大学及び水俣・芦北地域の医療機関等による水俣病診療に関するネットワーク構築に要する経費
課 計		333,658	323,688	9,970	168,503		1,000	164,155	

## 令和5年度当初予算説明資料

課名 環境立県推進課 (一般会計)

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	本年度の財源内訳			一般財源	説明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
126	企画総務費	177,390	178,700	-1,310			2,896	174,494	職員給与費 ・環境立県推進課職員給 23人 <u>177,390</u>
126 ~128	計画調査費	227,678	166,658	61,020	451		700	226,527	1. 公営企業貸付金 <u>207,138</u> ・工業用水道事業貸付金 企業局工業用水道事業会計の資金不足等に対する貸付金 2. 水資源開発調査費 <u>16,117</u> (主な事業) ・熊本地域地下水保全協働推進事業 地下水涵養対策の推進に要する経費 15,187 3. 地下水保全対策費 <u>4,423</u> (主な事業) ・地下水保全条例円滑施行事業 3,723 熊本県地下水保全条例に基づく地下水採取の許可手続等の運用、地下水使用合理化・涵養対策の促進等に要する経費

## 令和5年度当初予算説明資料

課名 環境立県推進課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	本年度の財源内訳				説明	
					特定財源			一般財源		
					国支出金	地方債	その他			
182 ～183	公害対策費	247,192	341,076	-93,884			39,336	207,856	1. 環境保全基金積立金 <span style="float: right;">141</span> ・ 環境保全基金積立金 環境保全基金への預金利子の積立 2. 環境政策推進費 <span style="float: right;">66,021</span> (1) 環境センター運営事業 <span style="float: right;">64,651</span> 環境センターの維持管理及び環 境学習等に要する経費 (2) 環境基本計画推進費 <span style="float: right;">1,370</span> 環境審議会の運営及び「くまも と環境賞」の実施等に要する経費 3. 地下水保全対策費 <span style="float: right;">88,270</span> (1) (新) 半導体関連企業の集積に伴う <span style="float: right;">82,524</span> 地下水保全対策事業 地下水の観測井戸の設置及び地 下水涵養効果等のシミュレーショ ンに要する経費 (2) 地下水位監視事業 <span style="float: right;">5,746</span> 観測井戸の地下水位常時監視に 要する経費	

## 令和5年度当初予算説明資料

課名 環境立県推進課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A)-(B)	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
					特 定 財 源				
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
									4. 環境立県推進費 92,760
									(1)有明海・八代海再生推進連携事業 有明海・八代海等の再生に向けた実証・調査・検討及び国や関係 県等との連絡調整に要する経費 12,262
									(2)地球温暖化防止活動推進事業 地球温暖化防止活動推進センタ ーによる啓発に要する経費 3,832
									(3)県民ゼロカーボン行動促進事業 県民等のCO2排出削減に効果 的な行動の促進に要する経費 17,442
									(4)2050くまもとゼロカーボン推 進事業 23,298 初期投資ゼロモデルによる再エ ネ設備導入等の県の率先行動及び 事業者のCO2排出削減の促進に 要する経費

## 令和 5 年度当初予算説明資料

課名 環境立県推進課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A)-(B)	本 年 度 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一 般 財 源	
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
									<p>【7月豪雨分】</p> <p>(5)球磨川流域ゼロカーボン先進地創出事業 球磨川流域における一定基準以上の断熱住宅リフォーム等に対する助成</p> <p style="text-align: right;">35,926</p>
184 ～185	公害規制費	1,642	1,708	-66			388	1,254	<p>公害防止指導費 <span style="float: right;">1,642</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水環境教育推進事業 就学前児童、小学生、中学生等に対する水環境教育の推進に要する経費</li> </ul>
353	工業用水道事業会計等繰出金	127,675	133,563	-5,888				127,675	<p>工業用水道事業会計等繰出金 <span style="float: right;">127,675</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工業用水道事業会計繰出金 企業局工業用水道事業会計の企業債元利償還金等に対する繰出金</li> </ul>
課 計		781,577	821,705	-40,128	451		43,320	737,806	

## 令和5年度当初予算説明資料

課名 環境保全課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	本年度の財源内訳			一般財源	説 明
					特 定 財 源				
					国支出金	地方債	その他		
182 ～183	公害対策費	174,429	137,063	37,366				174,429	1. 職員給与費 <u>157,356</u> ・環境保全課職員給 21人  2. 環境政策推進費 <u>17,073</u>  (1) 環境影響評価審査費 <u>13,553</u> 環境影響評価法及び熊本県環境 影響評価条例に基づく環境アセス メントに係る審査手続きに要する 経費  【7月豪雨分】 (2) 流水型ダム環境影響評価審査費 <u>3,520</u> 環境影響評価法及び熊本県環境 影響評価条例に準じた環境アセス メントに係る審査手続きに要する 経費



## 令和 5 年度当初予算説明資料

課名 環境保全課

(一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A)-(B)	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
					特 定 財 源				
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
184 ～185	公害規制費	285,895	206,453	79,442	79,871		4,478	201,546	1. 公害防止指導費 <span style="float: right;">15,930</span>  (1)環境関係連絡調整費 <span style="float: right;">3,326</span> 公害防止研修会及び公害紛争調 停並びにモバイルアクセス可能な 公害台帳整備等に要する経費  (2)大気生活環境対策事業 <span style="float: right;">1,131</span> 騒音・振動・悪臭の規制に係る 市町村に対する技術指導、航空機 騒音調査及び新幹線騒音調査に要 する経費  (3)水質汚濁規制費 <span style="float: right;">7,259</span> 水質汚濁防止法に基づく規制対 象事業場の届出事務及び監視・指 導に要する経費  (4)硝酸性窒素対策推進事業 <span style="float: right;">4,214</span> 地下水の硝酸性窒素汚染対策推 進のための調査等に要する経費

## 令和5年度当初予算説明資料

課名 環境保全課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	本年度の財源内訳			一般財源	説 明
					特 定 財 源				
					国支出金	地方債	その他		
								2. 公害監視調査費 <u>269,965</u> (主な事業)	
								(1) 大気汚染監視調査事業 49,680 大気汚染防止法に基づく常時監視及び施設の指導に要する経費	
								(2) 環境放射能水準調査 79,441 環境や農作物中の放射能水準調査に要する経費	
								(3) 大気環境測定機器更新事業 16,838 大気環境測定機器等の更新に要する経費	
								(4) アスベスト環境調査等事業 2,735 大気汚染防止法に基づくアスベスト除去作業に対する立入検査指導及び大気環境濃度調査に要する経費	
								(5) 水質環境監視事業 33,127 公共用水域水質測定計画に基づく水質の監視及び環境基準達成状況の評価等に要する経費	

## 令和 5 年度当初予算説明資料

課名 環境保全課

(一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A)-(B)	本 年 度 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一 般 財 源	
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
									(6) 地下水質監視事業 8,208 水質汚濁防止法に基づく地下水 の水質汚濁状況の常時監視等に要 する経費 (7) 保環研機器更新整備事業 45,391 県保健環境科学研究所の機器の 更新に要する経費 (8) 航空機騒音常時監視調査機器整備 4,945 事業 航空機騒音常時監視調査機器の 更新に要する経費 (9) 大気汚染常時監視測定局舎更新事 19,710 業 大気汚染常時監視測定局の更新 に要する経費
185 ～186	環境整備費	306,987	223,291	83,696	277,708		958	28,321	上水道費 306,987 (主な事業) (1) 水道施設整備事業 270,570 市町村等が行う水道施設整備に 対する助成及び指導監督に要する 経費

## 令和5年度当初予算説明資料

課名 環境保全課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A)-(B)	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
					特 定 財 源				
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
									(2)水道広域化施設整備利子補給事業 上天草・宇城水道企業団への企 業債利子償還に対する助成 13,329
									(3) <b>新</b> 水道ビジョン策定事業 16,124 次期水道ビジョンの策定に要す る経費
課 計		767,311	566,807	200,504	357,579		5,436	404,296	

## 令和 5 年度当初予算説明資料

課名 自然保護課

(一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A)-(B)	本 年 度 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一般財源	
					国支出金	地方債	その他		
239 ～240	鳥獣保護費	136,288	133,499	2,789	11,793		13,999	110,496	<p>1. 職員給与費 <span style="float: right;">33,773</span></p> <p>・鳥獣保護関係職員給 4人</p> <p>2. 鳥獣保護事務費 <span style="float: right;">12,057</span></p> <p>・鳥獣保護等推進事業 野生鳥獣の保護推進、狩猟の適正化及び高病原性鳥インフルエンザサーベイランスに要する経費</p> <p>3. 鳥獣保護対策事業費 <span style="float: right;">61,932</span></p> <p>(1)鳥獣保護対策事業費 <span style="float: right;">4,502</span></p> <p>市町村が行う有害鳥獣捕獲に対する助成に要する経費及び熊本県環境審議会の自然保護部会・鳥獣部会の運営に要する経費</p> <p>(2)特定鳥獣適正管理事業 <span style="float: right;">34,299</span></p> <p>市町村が行う森林被害対策のためのシカの捕獲に対する助成、並びに銃猟者の担い手育成のために行う技術向上研修等に要する経費</p>

## 令和5年度当初予算説明資料

課名 自然保護課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A)-(B)	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
					特 定 財 源				
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
									(3) 特定外来生物防除対策事業 4,656 特定外来生物の防除に要する経費、アライグマの防除研修に要する経費及び市町村が実施するアライグマ被害防除対策に対する助成  (4) 指定管理鳥獣捕獲等事業 18,475 指定管理鳥獣であるニホンジカ、イノシシの捕獲強化のため、県が主体となり事業を行う経費  4. 狩猟免許試験費 9,060 ・ 狩猟免許試験・登録事業 狩猟免許試験・更新及び狩猟者登録に要する経費  5. 鳥獣保護センター費 19,466 ・ 鳥獣保護センター管理運営事業費 鳥獣保護センターの管理運営に要する経費
242 ～243	自然保護費	56,869	54,966	1,903			5,000	51,869	1. 職員給与費 38,484 ・ 自然保護関係職員給 5人

## 令和5年度当初予算説明資料

課名 自然保護課

(一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	本年度の財源内訳			一般財源	説 明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
									2. 自然公園保護費 <span style="float: right;">1,469</span>
									・ 自然公園保護事業 国定公園・県立自然公園内の許 認可事務等に要する経費及び国立 公園清掃活動に対する助成
									3. 自然環境保全対策事業費 <span style="float: right;">16,916</span>
									(1) 自然環境保全対策事業 <span style="float: right;">3,114</span> 自然環境保全地域の保全対策及 び自然ふれあい指導員の活動推進 等に要する経費
									(2) 希少野生動植物保護対策事業 <span style="float: right;">7,801</span> 希少野生動植物の生息・生育調 査及び保護対策等に要する経費
									(3) 特定外来生物スパルティナ属防除 対策事業 <span style="float: right;">5,000</span> 特定外来生物スパルティナ属の 防除に対する助成
									(4) 生物多様性普及啓発事業 <span style="float: right;">1,001</span> 生物多様性くまもと戦略の改定 に伴う普及啓発に要する経費

## 令和5年度当初予算説明資料

課名 自然保護課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	本年度の財源内訳			一般財源	説明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
269 ～270	観光費	434,508	475,336	-40,828	194,371	128,000	12,086	100,051	<p>1. 職員給与費 <span style="float:right">23,046</span> ・自然公園関係職員給 3人</p> <p>2. 観光施設整備事業費 <span style="float:right">411,462</span></p> <p>(1) 自然公園利用事業 <span style="float:right">49,611</span> 自然公園内の県有施設及び九州 自然歩道の美化清掃・維持管理に 要する経費</p> <p>(2) 自然公園等施設リニューアル事業 <span style="float:right">14,369</span> 自然公園内の県有施設及び九州 自然歩道の補修、撤去等に要する 経費</p> <p>(3) 県有公園施設営繕 <span style="float:right">16,209</span> 自然災害等による自然公園内の 県有施設及び九州自然歩道の緊急 修理に要する経費</p> <p>(4) 国立公園等における国際化・老朽 化対策等整備交付金事業 <span style="float:right">66,925</span> 九州自然歩道付帯施設の国際化 対応及び老朽化対策に要する経費 及び市町村が実施する自然公園施 設整備に対する助成</p>



## 令和5年度当初予算説明資料

課名 自然保護課

(一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	本年度の財源内訳				説 明	
					特定財源			一般財源		
					国支出金	地方債	その他			
									(5) 国立公園満喫プロジェクト推進事業 阿蘇くじゅう国立公園及び雲仙天草国立公園の自然公園施設整備等に要する経費並びに市町村が実施する自然公園施設整備に対する助成	264,348
課計		627,665	663,801	-36,136	206,164	128,000	31,085	262,416		

## 令和5年度当初予算説明資料

課名 循環社会推進課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	本年度の財源内訳			一般財源	説明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
182 ～183	公害対策費	175,012	193,427	-18,415	1,000			174,012	1. 職員給与費 <u>169,988</u> ・循環社会推進課職員給 23人  2. 環境立県推進費 <u>5,024</u> (主な事業) ・バイオマス利活用推進事業 <u>4,896</u> バイオマス資源の利活用に向け た普及啓発等に要する経費
185 ～186	環境整備費	220,722	551,490	-330,768	48,191		75,964	96,567	1. 一般廃棄物等対策費 <u>55,852</u> (主な事業) (1) 海岸漂着物対策推進事業 <u>36,225</u> 海岸漂着物等の発生抑制や回収 ・処理を行う市町に対する助成等  (2) プラスチックごみ対策事業 <u>18,677</u> プラスチックごみの削減に向け た排出抑制及びリサイクル推進に 要する経費  2. 産業廃棄物対策費 <u>114,050</u> (主な事業) (1) 不法投棄等防止対策事業 <u>25,618</u> 不法投棄等防止のための巡回・ 指導等に要する経費

## 令和 5 年度当初予算説明資料

課名 循環社会推進課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A)-(B)	本 年 度 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一般財源	
					国支出金	地方債	そ の 他		
									(2) リサイクル製品等利用促進事業 リサイクル製品認証等に要する 経費及びリサイクル施設整備等 を行う事業者に対する助成 34,147
									(3) 産業廃棄物事業者育成指導及び支 援事業 15,288 収集運搬業許可申請、産業廃棄 物管理票に関する事業者への指導 ・研修等に要する経費
									3. 産業廃棄物等特別対策事業費 16,560 (主な事業)
									(1) 廃棄物コーディネーター事業 6,359 廃棄物の 3 R. (発生抑制・再使 用・再生利用) 推進に要する経費
									(2) (新) 産業廃棄物税効果検証事業 2,603 産業廃棄物税の効果検証を目的 とした調査に要する経費
									4. 産業廃棄物税基金積立金 34,260 ・産業廃棄物税基金積立金 産業廃棄物税基金の運用利息等 の積立て
	課 計	395,734	744,917	-349,183	49,191		75,964	270,579	

## 令和5年度当初予算説明資料

課名 暮らしの安全推進課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	本年度の財源内訳			一般財源	説 明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
114 ～115	一般管理費	101,752	92,150	9,602				101,752	職員給与費 ・交通安全関係職員給 13人 <u>101,752</u>
122 ～123	交通安全対策促進費	50,743	95,793	-45,050			4,550	46,193	1. 交通安全総合対策費 <u>45,708</u>  (1)交通安全総合対策費 3,671 熊本県交通安全対策会議等に要する経費及び熊本県交通安全推進連盟や熊本県交通安全母の会に対する補助  (2)高齢運転者安全運転支援装置等設置推進事業 35,963 高齢運転者の後付けの踏み間違い防止装置等の設置に対する助成  (3)交通安全特別啓発事業 6,074 飲酒運転根絶や自転車安全利用に向けた広報啓発に要する経費  2. 交通事故被害者対策費 <u>5,035</u> ・交通事故被害者対策費 交通事故相談所における相談業務等に要する経費

## 令和 5 年度当初予算説明資料

課名 暮らしの安全推進課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	本年度の財源内訳				説明
					特定財源			一般財源	
					国支出金	地方債	その他		
123 ～125	諸費	38,009	36,543	1,466	12,408			25,601	社会参加活動推進費 <span style="float: right;"><u>38,009</u></span>  (1) 犯罪の起きにくい安全安心まちづくり推進事業 <span style="float: right;">2,013</span> 地域防犯リーダーの育成、広報啓発の実施等及び再犯防止推進に要する経費  (2) 犯罪被害者等支援推進事業 <span style="float: right;">35,996</span> 広報啓発、ワンストップ支援センターの運営委託、見舞金制度等に要する経費
161 ～162	児童福祉総務費	28,160	27,031	1,129				28,160	職員給与費 <span style="float: right;"><u>28,160</u></span> ・青少年関係職員給 4人
167	青少年育成費	10,531	7,691	2,840			1,435	9,096	青少年育成費 <span style="float: right;"><u>10,531</u></span>  (1) 青少年健全育成推進事業 <span style="float: right;">2,070</span> 熊本県少年保護育成条例に基づく活動、熊本県青少年育成県民会議の運営に対する助成等

## 令和5年度当初予算説明資料

課名 暮らしの安全推進課

(一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	本年度の財源内訳			一般財源	説 明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
									(2)グローバルジュニアドリーム事業 小中学生を対象とした海外派遣 及び交流活動に要する経費 8,461
205 ～206	農業総務費	30,567	18,400	12,167			30,567	地域食品振興対策費 30,567	
									(1)食品品質表示指導事業 13,190 食品表示法に基づく食品表示制 度の普及啓発及び巡回指導等並び にアサリ産地偽装対策に要する経 費
									(2)食の安全安心確保対策事業 1,165 食の安全安心推進計画に基づく 普及啓発及び関係団体と連携した 取組み等の総合的推進に要する経 費
									(3)食品検査体制整備事業 16,212 食品の残留農薬等の検査の実施 に要する経費
課	計	259,762	277,608	-17,846	12,408		5,985	241,369	

## 令和5年度当初予算説明資料

課名 消費生活課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A)-(B)	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
					特 定 財 源				
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
159 ～160	消費者行政 推進費	212,386	204,289	8,097	56,704		550	155,132	1. 職員給与費 <span style="float: right;">96,278</span> ・消費者行政関係職員給 13人  2. 消費者行政推進費 <span style="float: right;">72,588</span> (主な事業) (1)食品ロス削減推進事業 <span style="float: right;">9,652</span> 食品ロス削減推進のための広報 啓発、消費者教育等に要する経費  (2)消費者行政推進対策事業 <span style="float: right;">4,059</span> 消費生活審議会の運営及び事業 者の行政指導等に要する経費  (3)地方消費者行政推進事業 <span style="float: right;">39,518</span> 県消費生活センター及び市町村 の消費生活相談窓口の強化等に要 する経費  【コロナ対策分】 (4)消費者自立のための生活再生総合 <span style="float: right;">15,529</span> 支援事業 多重債務者等に対する総合的な 生活再生支援に要する経費

## 令和5年度当初予算説明資料

課名 消費生活課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A)-(B)	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
					特 定 財 源				
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
									<p>【コロナ対策分】</p> <p>(5)災害関連消費生活相談機能強化事業 2,804</p> <p>新型コロナウイルス感染症関連 の相談対応に係る消費生活相談窓 口の強化等に要する経費</p> <p>3. 消費生活センター費 43,520</p> <p>・消費生活相談・啓発事業 消費生活相談員による消費者か らの相談対応、商品テスト等の実 施に要する経費</p>
課 計		212,386	204,289	8,097	56,704		550	155,132	



## 令和 5 年度当初予算説明資料

課名 男女参画・協働推進課

(一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	本年度の財源内訳				説明
					特定財源			一般財源	
					国支出金	地方債	その他		
114 ～115	一般管理費	21,437	20,185	1,252				21,437	職員給与費 ・男女参画・協働推進課職員給 3人 <span style="float: right;">21,437</span>
123 ～125	諸費	12,494	8,196	4,298			4,918	7,576	社会参加活動推進費 <span style="float: right;">12,494</span> ・県民との協働推進事業 NPO法人等への活動支援及び 認証等に要する経費
150 ～151	社会福祉総 務費	183,093	169,336	13,757	5,433	8,000	377	169,283	1. 職員給与費 <span style="float: right;">55,917</span> ・男女参画・協働推進課職員給 8人  2. 社会福祉諸費 <span style="float: right;">106,772</span> ・くまもと県民交流館管理運営事業 くまもと県民交流館パレアの維 持管理運営に要する経費  3. 男女共同参画推進事業費 <span style="float: right;">20,404</span> (主な事業) (1)男女共同参画学習促進事業 <span style="float: right;">1,123</span> 中高生向けの学習資料等の作成、 配布に要する経費

## 令和5年度当初予算説明資料

課名 男女参画・協働推進課

(一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	本年度の財源内訳				説明
					特定財源			一般財源	
					国支出金	地方債	その他		
									(2)男女共同参画地域活動推進事業 地域リーダー育成及び男女共同 参画推進員の設置に要する経費 988
									(3)女性総合相談事業 5,704 男女共同参画に係る総合相談業 務に要する経費
									(4)くまもとの女性活躍促進事業 10,867 様々な分野で活躍する女性のロ ールモデル発信等、女性の社会参 画を加速化させるための取組みに 要する経費
課	計	217,024	197,717	19,307	5,433	8,000	5,295	198,296	

## 令和 5 年度当初予算説明資料

課名 人権同和政策課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A)-(B)	本 年 度 の 財 源 内 訳				説 明	
					特 定 財 源			一般財源		
					国支出金	地方債	その他			
123 ～125	諸費	106,633	106,302	331	30,246			76,387	1. 職員給与費 <span style="float: right;">47,240</span> ・人権センター職員給 7人  2. 人権啓発推進費 <span style="float: right;">59,393</span> (主な事業) (1)人権啓発活動市町村委託事業 <span style="float: right;">11,704</span> 法務省人権啓発活動地方委託事 業の市町村への再委託  (2)広報・啓発事業 <span style="float: right;">39,479</span> 人権意識の高揚を図るための広 報・啓発活動の実施	
150 ～151	社会福祉総 務費	209,016	206,842	2,174	89,025			119,991	1. 職員給与費 <span style="float: right;">49,527</span> ・人権同和政策課職員給 6人  2. 地方改善事業費 <span style="float: right;">159,489</span> (1)地方改善事業費 <span style="float: right;">134,771</span> 市町村が設置する隣保館等の運 営指導等及び改修工事等に要する 経費  (2)人権問題連携調整費 <span style="float: right;">24,718</span> 行政や諸団体等と連携して啓発 活動等に取り組むための経費	
課 計		315,649	313,144	2,505	119,271			196,378		

第 60 号

熊本県立自然公園条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県立自然公園条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県立自然公園条例の一部を改正する条例

熊本県立自然公園条例（昭和33年熊本県条例第45号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 生態系維持回復事業（第36条―第39条）」を「第4章 生態系維

第4章の2 質の

持回復事業（第36条―第39条）

に改める。

高い自然体験活動の促進のための措置（第39条の2―第39条の6）」

第3条第1項中「において」の次に「努めるとともに、相互に連携を図りながら協力するよう」を加える。

第8条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 公園計画は、県立自然公園ごとに、当該公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図るための規制に関する事項、公園事業に関する事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、必要があると認めるときは、公園計画において、質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な事項を定めることができる。

第9条第2項中「前条第2項」を「前条第4項」に改め、同条の次に次の1条を加える。  
（協議会による公園計画の変更の提案）

第9条の2 第16条の2第1項に規定する協議会は第16条の3第1項に規定する利用拠点整備改善計画について、第39条の2第1項に規定する協議会は第39条の3第1項に規定する自然体験活動促進計画について、知事に対し、その作成のために必要な県立自然公園に関する公園計画の変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園計画の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園計画の変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。  
第10条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、審議会が軽微な事項と認めるものについては、審議会の意見を聴くことを要しない。

第10条の次に次の1条を加える。

(協議会による公園事業の決定等の提案)

第10条の2 第16条の2第1項に規定する協議会は、知事に対し、第16条の3第1項に規定する利用拠点整備改善計画の作成のために必要な公園事業の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園事業の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園事業の決定又は変更をしなければならないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

第11条第2項中「その同意を得」を削り、同条第4項中「同意を得よう」を「協議をしよう」に、「申請書」を「協議書又は申請書」に改め、同条第5項中「申請書」を「協議書又は申請書」に改め、同条第6項中「同意を得た」を「協議をした」に、「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなければ」に改め、同条第7項中「同意を得よう」を「協議をしよう」に、「申請書」を「協議書又は申請書」に改め、同条第8項中「申請書」を「協議書又は申請書」に改める。

第13条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、同条第1項中「協議し、その同意を得た」を「協議した」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

公園事業者（第11条第3項の認可を受けた者に限る。）が県及び公共団体以外の者とその公園事業の全部を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめその譲渡及び譲受けについて知事の承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人に係る公園事業者の地位を承継する。

第15条中「第11条第2項の同意又は同条第3項」を「第11条第3項」に改め、同条第2項中「同意又は認可」を「認可」に改める。

第16条の次に次の5条を加える。

（県立自然公園における協議会）

第16条の2 県立自然公園の区域をその区域に含む市町村は、単独で又は共同して、当該県立自然公園の区域内における第34条第1項に規定する集団施設地区その他の公園の利用のための拠点（以下「利用拠点」という。）となる区域（以下「利用拠点区域」という。）について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした当該利用拠点の質の向上のための整備改善に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 当該市町村

(2) 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行すると見込まれる者

- (3) 当該利用拠点区域内の施設、土地又は木竹であつて利用拠点の整備改善に関する事業（以下「利用拠点整備改善事業」という。）に係るもの所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者
  - (4) その他当該市町村が必要と認める者
- 3 当該県立自然公園の区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関して協議を行う協議会が組織されていない場合にあつては、市町村に対して、第1項に規定する協議会を組織することができ。
  - 4 市町村は、第1項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
  - 5 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第2項第3号に掲げる者であつて第1項に規定する協議会の構成員でないものは、同項の規定により協議会を組織する市町村に対して、自己を当該協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。
  - 6 前項の規定による申出を受けた市町村は、正当な理由がない限り、当該申出に応じなければならない。
  - 7 第1項に規定する協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
  - 8 第1項に規定する協議会において協議が調つた事項については、当該協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
  - 9 前各項に定めるもののほか、第1項に規定する協議会の運営に関し必要な事項は、当該協議会が定める。
- (利用拠点整備改善計画の認定)
- 第16条の3 前条第1項に規定する協議会において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町村の区域内の県立自然公園の区域内における利用拠点区域について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした利用拠点の質の向上のための整備改善に関する計画（以下「利用拠点整備改善計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町村及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。
  - 2 利用拠点整備改善計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
    - (1) 利用拠点整備改善計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）
    - (2) 計画区域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関する基本的な方針

- (3) 利用拠点整備改善計画の目標
  - (4) 前号の目標を達成するために行う利用拠点整備改善事業の内容、実施主体及び実施時期
  - (5) 第11条第2項の協議又は同条第3項の認可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第4項各号に掲げる事項
  - (6) 第11条第6項の協議若しくは認可又は同条第9項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第4項各号に掲げる事項のうち変更に係るもの
  - (7) 計画期間
  - (8) その他規則で定める事項
- 3 利用拠点整備改善計画は、景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画に適合するものでなければならない。
  - 4 知事は、第1項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
    - (1) 公園計画に照らして適切なものであること。
    - (2) 当該利用拠点整備改善計画の実施が計画区域における利用拠点の質の向上に寄与するものであると認められること。
    - (3) 当該県立自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。
    - (4) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
  - 5 知事は、当該県立自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。
  - 6 知事は、第4項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る利用拠点整備改善計画の概要を公表しなければならない。

（認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更）
  - 第16条の4 前条第4項の認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更をしようとするときは、第16条の2第1項に規定する協議会において当該変更に係る利用拠点整備改善計画を作成し、当該協議会の構成員である市町村及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
  - 2 前条第4項の認定（前項の変更の認定を含む。次条第1項及び第16条の6において同じ。）を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
  - 3 前条第4項から第6項までの規定は、第1項の変更の認定について準用する。

(認定の取消し)

第16条の5 知事は、第16条の3第4項の認定を受けた利用拠点整備改善計画(変更があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。)が同項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

(公園事業に関する特例)

第16条の6 利用拠点整備改善事業を実施しようとする者が、その利用拠点整備改善計画について第16条の3第4項の認定を受けたときは、当該認定を受けた利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業のうち、第11条第2項若しくは第6項の協議をし、同条第3項若しくは第6項の認可を受け、又は同条第9項の規定による届出をしなければならぬものについては、これらの規定により協議をし、認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

第17条第3項中「第1項」の次に「及び第2項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「対し、」の次に「第4条及び」を加え、同項の次に次の1項を加える。

2 知事は、第4条及び第10条から前条までの規定の施行に必要な限度において、第16条の3第4項の認定(第16条の4第1項の変更の認定を含む。)を受けた者に対し、当該認定を受けた利用拠点整備改善計画(変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定利用拠点整備改善計画」という。)の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定利用拠点整備改善計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定利用拠点整備改善計画に係る建物、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第21条第1項中「海面」を「海域」に改め、同条第8項第1号中「執行」の次に「又は認定利用拠点整備改善事業(認定利用拠点整備改善計画に係る利用拠点整備改善事業をいう。以下同じ。)」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 認定自然体験活動促進事業(第39条の5第1項に規定する認定自然体験活動促進計画に係る第39条の2第2項第2号に規定する自然体験活動促進事業をいう。以下同じ。)として行う行為

第22条第3項第3号中「ため」の次に「、又は認定利用拠点整備改善事業を行うため」を加え、同項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。



(5) 認定自然体験活動促進事業を行うために立ち入る場合  
第30条中「第22条第3項第7号」を「第22条第3項第8号」に改め、「風致」の次に「又は景観」を加える。

第31条第1項ただし書及び同項第5号中「海面」を「海域」に改め、同条第7項第1号中「執行」の次に「又は認定利用拠点整備改善事業」を加え、同項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 認定自然体験活動促進事業として行う行為

第33条中「第22条第3項第7号」を「第22条第3項第8号」に改める。

第35条第1項に次の1号を加える。

(3) 野生動物（鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。）に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるものであって、当該県立自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。

第35条第2項中「前項第2号」の次に「又は第3号」を加える。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 質の高い自然体験活動の促進のための措置

(協議会)

第39条の2 県立自然公園の区域をその区域を含む市町村は、単独で又は共同して、当該県立自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 当該市町村

(2) 当該県立自然公園の区域内において自然体験活動の促進に関する事業（以下「自然体験活動促進事業」という。）を実施し、又は実施すると見込まれる者

(3) 当該市町村の区域内の施設、土地又は木竹であつて自然体験活動促進事業に係るものの所有者、使用及び収益を目的とする権利を有する者又は管理者

(4) その他当該市町村が必要と認める者

3 第16条の2第3項から第9項までの規定は、第1項に規定する協議会について準用する。この場合において、同条第3項中「公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善」とあるのは「自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者は、当該自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする地域における質の高い自然体験活動の促進」と、同条第4項中「第1項」とあるのは「第39条の2第1項」と、同条第5項中「当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする

者及び第2項第3号」とあるのは「当該県立自然公園の区域内において自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者及び第39条の2第2項第3号」と読み替えるものとする。

（自然体験活動促進計画の認定）

第39条の3 第39条の2第1項に規定する協議会（以下この項及び次条第1項において単に「協議会」という。）において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町村の区域内の県立自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関する計画（以下「自然体験活動促進計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町村及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。

2 自然体験活動促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 自然体験活動促進計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）
- (2) 計画区域における質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な方針
- (3) 自然体験活動促進計画の目標
- (4) 前号の目標を達成するために行う自然体験活動促進事業の内容及び実施主体
- (5) 計画期間
- (6) その他規則で定める事項

3 知事は、第1項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る自然体験活動促進計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- (1) 公園計画に照らして適切なものであること。
  - (2) 当該自然体験活動促進計画の実施が計画区域における質の高い自然体験活動の促進に寄与するものであると認められること。
  - (3) 当該県立自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。
  - (4) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 4 知事は、当該県立自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。
- 5 知事は、第3項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る自然体験活動促進計画の概要を公表しなければならない。

（認定を受けた自然体験活動促進計画の変更）

第39条の4 前条第3項の認定を受けた自然体験活動促進計画の変更をしようとするときは、協議会において当該変更に係る自然体験活動促進計画を作成し、当該協議会の構

成員である市町村及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第3項の認定（前項の変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を、知事に届け出なければならぬ。

3 前条第3項から第5項までの規定は、第1項の変更の認定について準用する。  
（認定の取消し）

第39条の5 知事は、第39条の3第3項の認定を受けた自然体験活動促進計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第1項において「認定自然体験活動促進計画」という。）が第39条の3第3項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

（報告徴収及び立入検査）

第39条の6 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第39条の3第3項の認定を受けた者に対し、認定自然体験活動促進計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定自然体験活動促進計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定自然体験活動促進計画に係る工作物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
第40条第1項中「第47条第1号」を「第47条第1項第1号」に、「海面」を「海域」に改める。

第46条第1項中「次条各号」を「次条第1項各号」に改める。

第47条第3号から第5号までを削り、同条第6号中「前各号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とし、同条に次の1項を加える。

2 公園管理団体は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

(1) 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

(2) 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。

(3) 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。  
(4) 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第48条中「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める。

第53条の次に次の1条を加える。

(利用の増進のための情報の提供等)

第53条の2 県は、県立自然公園の利用の増進に資するため、県立自然公園に関する情報の提供及び普及宣伝を行うように努めるものとする。

第54条第1項中「第22条第3項第7号」を「第22条第3項第8号」に改める。

第55条中「第16条第1項又は第32条第1項の規定による命令に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 第16条第1項又は第32条第1項の規定による命令に違反したとき。

(2) 第21条第4項の規定に違反したとき。

第56条中「該当する」の次に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第1号を次のように改める。

(1) 第11条第3項の認可を受けた者が、同条第6項の規定に違反して、同条第4項各号に掲げる事項を変更したとき。

第56条第2号中「者」を「とき。」に改め、同条第3号中「第21条第4項又は」を削り、「者」を「とき。」に改め、同条第4号及び第5号中「者」を「とき。」に改める。  
第58条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第59条中「該当する」の次に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第1号中「第17条第1項」の次に「若しくは第2項、第29条第1項若しくは第39条の6第1項」を加え、「同項」を「これら」に、「者」を「とき。」に改め、同条第2号及び第3号中「者」を「とき。」に改め、同条第4号を削り、同条第5号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第4号とし、同条第6号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第5号とし、同条第7号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第7号とし、同条第9号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第8号とし、同条第10号中「同条第1項第2号」の次に「又は第3号」を加え、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第9号とし、同条第11号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第10号とする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の第11条第2項の同意を得ようとしている者の申請書及びその添付書類は、改正後の第11条第4項の規定による協議書及び同条第5項の規定による添付書類とみなす。

3 この条例の施行の際現に改正前の第11条第6項の同意を得ようとしている者の申請書及びその添付書類は、改正後の第11条第6項の規定による協議書及び同条第8項において準用する同条第5項の規定による添付書類とみなす。

(提案理由)

自然公園法（昭和32年法律第161号）の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県立自然公園条例の一部を改正する条例（案）の概要

課名：自然保護課

議案番号	条 例 名	内 容
第60号	熊本県立自然公園条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨</p> <p>熊本県立自然公園において、市町村や関係事業者等の地域の主体的な取組を促す仕組みを新たに設け、保護に加えて利用面での施策を強化し、「保護と利用の好循環」を実現するため、関係規定を整備する必要がある。</p> <p>2 改正の内容</p> <p>(1) 公園利用の拠点となる旅館街等の街並みを整備するため、市町村や旅館事業者等で構成される協議会が「利用拠点整備改善計画」を作成し、知事の認定を受けた場合には、実施に係る許可等を不要とする。（第16条の3関係）</p> <p>(2) 魅力的な自然体験活動の開発等を促し、県立自然公園の楽しみ方の充実を図るため、従来の公園施設のハーブ整備に加え、新たに自然体験活動の促進を位置づけ、市町村やガイド事業者等で構成される協議会が「自然体験活動促進計画」を作成し、知事の認定を受けた場合には、実施に係る許可等を不要とする。（第39条の3関係）</p> <p>(3) 県立自然公園の保全管理の充実について、必要な事項を定める。</p> <p>ア 公園事業の譲渡による公園事業者の地位の承継に関する規定の整備。（第13条関係）</p> <p>イ 野生動物の餌付け規制による人身被害等の予防。（第35条関係）</p> <p>ウ 公園管理団体の業務の見直しによる指定の促進。（第47条関係）</p> <p>エ 県立自然公園のプロモーションの促進。（第53条の2関係）</p> <p>オ 特別地域等における行為規制の違反に係る罰則の引上げ等の措置。（第55条関係）</p> <p>(4) その他規定の整理を行う。（第11条、第13条関係）</p> <p>3 施行期日</p>

令和5年7月1日から施行する。

4 その他

所要の経過措置を定める。(附則第2項—第3項関係)

改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容
改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容
改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容
改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容
改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容
改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容
改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容
改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容
改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容
改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容
改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容	改正内容

## 令和5年度 当初予算 総括表

## 商工労働部

(単位:千円)

課名	本年度 予算額 (A)	前年度 予算額 (B)	比較 増減 (A)-(B)	本年度予算額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国庫支出金	地方債	その他		
商工政策課	421,645	306,484	115,161	31,214		51,298	339,133	
商工振興金融課	59,907,731	71,102,690	-11,194,959	156,668		56,687,724	3,063,339	
労働雇用創生課	3,760,016	3,139,914	620,102	1,509,178	1,141,000	94,496	1,015,342	
産業支援課	2,547,418	1,823,121	724,297	684,760	8,000	256,617	1,598,041	
エネルギー政策課	271,465	276,812	-5,347	136,335		12,533	122,597	
企業立地課	9,427,380	5,343,986	4,083,394	12,000	640,000	2,440,900	6,334,480	
商工労働部 合計	76,335,655	81,993,007	-5,657,352	2,530,155	1,789,000	59,543,568	12,472,932	
内訳	一般会計 合計	71,900,707	81,009,091	-9,108,384	2,530,155	1,149,000	55,748,620	12,472,932
	特別会計 合計	4,434,948	983,916	3,451,032		640,000	3,794,948	



## 令和 5 年度当初予算説明資料

課名 商工政策課

(一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	本年度の財源内訳				説明
					特定財源			一般財源	
					国支出金	地方債	その他		
195 ～196	労政総務費	57,453	61,330	-3,877	31,214			26,239	労政諸費 <u>57,453</u> (1) ワンストップジョブサイトくまもと運営事業 <u>1,650</u> 県内の仕事、就職等に関する各種情報を提供するサイトの運営に要する経費 (2) 人材確保強化事業 <u>11,127</u> 県内への人材還流及び復興人材の確保のためのUIターン就職希望者の掘り起こし、マッチング等に要する経費 (3) 「くまもとではたらく」若者の県内定着促進事業 <u>44,676</u> 若者の県内へのUターン及び地元定着促進のための相談窓口の設置、情報発信等に要する経費
255 ～256	商業総務費	252,632	133,751	118,881			50,045	202,587	1. 職員給与費 <u>131,666</u> ・ 商工政策課 (福岡事務所含む) 職員給 15人 2. 商業指導費 <u>86,431</u> (1) 商工業企画調整費 <u>5,737</u> 商工労働部全体の企画調整業務等に要する経費

## 令和5年度当初予算説明資料

課名 商工政策課

(一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	本年度の財源内訳			一般財源	説明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
									(2) 商工労働部政策調整事業 商工労働部が政策立案や調整を主体的に実施するための経費 4,000
									(3) 商工労働部長秘書事務委託業務 商工労働部長の秘書事務委託に要する経費 4,351
									(4) 飲食店の感染防止対策に係る認証事業 飲食店の感染防止対策に係る認証制度の運営に要する経費 22,418
									(5) ⑨「くまもと産業復興エキスポ(仮称)」開催経費 「くまもと産業復興エキスポ(仮称)」の開催に要する経費 49,925
									3. 国庫支出金返納金 34,535 ・ 国庫支出金返納金 飲食店に対する時短要請協力金に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の所要見込額の減による国庫返納金

## 令和5年度当初予算説明資料

課名 商工政策課

(一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	本年度の財源内訳			一般財源	説 明
					特 定 財 源				
					国支出金	地方債	その他		
258 ～259	大阪事務所 費	93,259	93,005	254			1,069	92,190	1. 職員給与費 <span style="float: right;">66,294</span> ・大阪事務所職員給 7人  2. 管理運営費 <span style="float: right;">26,965</span> (1)大阪事務所管理運営費 <span style="float: right;">21,026</span> 大阪事務所の管理運営等に要す る経費  (2)市町村派遣職員人件費負担金 <span style="float: right;">5,939</span> 市町村からの派遣職員人件費に 対する負担金
259 ～260	福岡事務所 費	18,301	18,398	-97			184	18,117	管理運営費 <span style="float: right;">18,301</span> ・福岡事務所管理運営費 福岡事務所の管理運営等に要す る経費
課 計		421,645	306,484	115,161	31,214		51,298	339,133	

## 令和5年度当初予算説明資料

課名 商工振興金融課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	本年度の財源内訳			一般財源	説明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
255 ~256	商業総務費	68,476	78,735	-10,259	10,000			58,476	1. 商業指導費 <u>10,678</u> (1) 商業活動調整指導費 678 大規模小売店舗立地法に基づく 指導等に要する経費  【コロナ対策分】 (2) 商店街多様化推進事業 10,000 地域のニーズに応え、商店街機 能の多様化を図る商店街組織の取 組みへの補助に要する経費  2. 国庫支出金返納金 <u>57,798</u> ・国庫支出金返納金 事業継続・再開支援一時金の申 請取下げ等に伴う新型コロナウイルス 感染症対応地方創生臨時交付 金の国庫返納金
256 ~258	中小企業振 興費	57,978,088	70,125,320	-12,147,232	146,668		54,863,445	2,967,975	1. 職員給与費 <u>176,107</u> ・商工振興金融課職員給 24人

## 令和5年度当初予算説明資料

課名 商工振興金融課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A)-(B)	本 年 度 の 財 源 内 訳			説 明	
					特 定 財 源				一 般 財 源
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
								2. 金融対策費 <span style="float: right;">54,908,140</span> 【コロナ対策分】 【7月豪雨分】 ・ 中小企業金融総合支援事業 県内中小企業向け融資制度に係 る貸付原資、保証料補助等に要す る経費 【融資枠】300億円 通常分198億円、地震分1億円、 コロナ分85億円、豪雨分16億円	
								3. 中小企業団体等補助金 <span style="float: right;">136,434</span> (主な事業) (1) 組織化指導費補助 <span style="float: right;">131,658</span> 中小企業協同組合等に対し指導 等を行う中小企業団体中央会への 補助に要する経費  (2) 商店街振興組合指導事業費補助 <span style="float: right;">3,361</span> 商店街振興組合に対し指導等を 行う商店街振興組合連合会への補 助に要する経費	
								4. 運輸事業振興助成費 <span style="float: right;">274,741</span> ・ 運輸事業振興助成費補助 運送事業者に対し助成事業等を 行う熊本県トラック協会への補助 に要する経費	

## 令和5年度当初予算説明資料

課名 商工振興金融課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	本年度の財源内訳			説明	
					特定財源				一般財源
					国支出金	地方債	その他		
								5. 中小企業振興指導事業費 <u>142,843</u> (主な事業) 【コロナ対策分】 (1) 中小企業者事業再生等支援事業 17,730 中小企業活性化協議会が実施する経営改善・事業再生に向けた計画策定等に係る事業者負担への補助に要する経費 【コロナ対策分】 (2) 新事業承継マッチング応援事業 5,000 市町村と連携して事業承継の促進に取り組む商工会等への補助に要する経費 【7月豪雨分】 (3) 中小企業者事業再建・発展支援事業 114,717 豪雨被災事業者をはじめとした県内中小企業者の経営改善や生産性向上等に係る専門家の活用等に要する経費	

## 令和 5 年度当初予算説明資料

課名 商工振興金融課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A)-(B)	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
					特 定 財 源				
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
									6. 小規模事業対策費補助 <span style="float: right;">2,339,823</span> 【コロナ対策分】 (1) 熊本県リボン企業創出支援事業 <span style="float: right;">9,430</span> コロナ禍における廃業企業者の 経営資源を活用した事業承継や再 チャレンジに取り組む事業者への 補助に要する経費 (2) 商工会商工会議所・商工会連合会 <span style="float: right;">2,230,393</span> 補助 小規模事業者に対する指導等を行 う商工会・商工会議所・商工会 連合会への補助に要する経費 (3) くまもと型小規模事業者経営発展 <span style="float: right;">100,000</span> 支援事業 販路開拓や生産性向上等に取り 組む小規模事業者への補助に要す る経費
346	商工施設災 害復旧費	152,761	203,132	-50,371			115,883	36,878	商工施設災害復旧費 <span style="float: right;">152,761</span> (1) 中小企業等復旧・復興支援事業 <span style="float: right;">115,883</span> 中小企業等グループ補助金の円 滑かつ適切な交付による支援等に 要する経費

## 令和5年度当初予算説明資料

課名 商工振興金融課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	本年度の財源内訳			一般財源	説明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
									【7月豪雨分】 (2)なりわい再建支援事業 36,878 なりわい再建支援補助金の円滑かつ適切な交付による支援等に要する経費
353	中小企業振興資金特別会計繰出金	10	25	-15				10	特別会計繰出金 ・中小企業振興資金特別会計繰出金 運用利息(中小企業振興資金特別会計分)に係る特別会計への繰出金 10
一般会計計		58,199,335	70,407,212	-12,207,877	156,668		54,979,328	3,063,339	



## 令和 5 年度当初予算説明資料

課名 商工振興金融課

(中小企業振興資金特別会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A)-(B)	本 年 度 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一 般 財 源	
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
420	中小企業振興資金助成費	9,993	11,291	-1,298			9,993		1. 事務費 <span style="float: right;">9,861</span> (1) 貸付事務費 <span style="float: right;">2,889</span> 高度化資金、被災中小企業施設 ・設備整備支援資金等の貸付事務 に要する経費  (2) 債権管理強化特別対策事業 <span style="float: right;">6,972</span> 延滞債権の回収業務に要する経 費  2. 国庫支出金返納金 <span style="float: right;">132</span> ・国庫支出金返納金 小規模企業者等設備導入資金の 元金償還金のうち、国負担分に係 る償還金
422	元金	1,651,783	629,367	1,022,416			1,651,783		元金 <span style="float: right;">1,651,783</span> ・元金償還金 高度化資金等の元金償還金のう ち、中小企業基盤整備機構負担分 に係る償還金

## 令和5年度当初予算説明資料

課名 商工振興金融課 (中小企業振興資金特別会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	本年度の財源内訳			一般財源	説明	
					特定財源					
					国支出金	地方債	その他			
422	利子	2,891	3,546	-655			2,891		利子 ・利子償還金 高度化資金等の利子償還金のうち、貸付時の負担割合に応じた中小企業基盤整備機構への償還金	2,891
422	公債諸費	2,364	2,170	194			2,364		延滞違約金 ・遅延違約金償還金 高度化資金等の延滞違約金償還金のうち、貸付時の負担割合に応じた中小企業基盤整備機構への償還金	2,364
423	一般会計繰出金	41,365	49,104	-7,739			41,365		一般会計繰出金 ・一般会計繰出金 高度化資金等の償還金のうち、貸付時の県負担分に応じた一般会計への繰出金	41,365
中小企業振興資金特別会計計		1,708,396	695,478	1,012,918			1,708,396			
課計		59,907,731	71,102,690	-11,194,959	156,668		56,687,724	3,063,339		

## 債務負担行為(設定)

課名 商工振興金融課

(一般会計)

(単位：千円)

議案書 頁 数	事 項	期 間	限 度 額				
16	中小企業対策融資損失補償 金融機関が中小企業対策融資として総額189億円の範囲内で融資した資金について熊本県信用保証協会が保証債務の履行をした場合の損失補償	令和5年度 ～令和18年度	210,080				
17	中小企業協同組合等設備投資促進利子助成 高度化に取り組む中小企業協同組合等が、経営革新計画に基づく設備投資のために必要な資金を金融機関から借り入れた場合の中小企業協同組合等に対する利子助成	令和6年度 ～令和15年度	12,004				
	<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">期 間</th> <th style="width: 80%;">利子助成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">10年以内</td> <td style="text-align: center;">年1.0%以内</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	利子助成率	10年以内	年1.0%以内	年度別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度 令和15年度	2,000 2,000 1,778 1,556 1,334 1,112 889 667 445 223
期 間	利子助成率						
10年以内	年1.0%以内						

## 債務負担行為(設定)

課名 商工振興金融課

(一般会計)

(単位：千円)

議案書 頁 数	事 項	期 間	限 度 額				
19	中小企業等復旧・復興支援利子助成 復旧事業に取り組む中小企業者等が、中小企業組合 等共同施設等災害復旧費補助金に係る自己負担分の費 用を金融機関から借り入れた場合の中小企業者等に対 する利子助成	令和6年度 ～令和25年度	8,746				
	<table border="1" data-bbox="506 715 1066 868"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子助成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20年以内</td> <td>年2.0%以内</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	利子助成率	20年以内	年2.0%以内	年度別内訳 令和6年度 760 令和7年度 760 令和8年度 760 令和9年度 738 令和10年度 693 令和11年度 648 令和12年度 604 令和13年度 559 令和14年度 514 令和15年度 470 令和16年度 425 令和17年度 380 令和18年度 336 令和19年度 291 令和20年度 246 令和21年度 202 令和22年度 157 令和23年度 112 令和24年度 68 令和25年度 23	
期 間	利子助成率						
20年以内	年2.0%以内						

## 令和 5 年度当初予算説明資料

課名 労働雇用創生課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A)-(B)	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
					特 定 財 源				
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
195 ～196	労政総務費	168,444	161,964	6,480	25,203		13,897	129,344	<p>1. 職員給与費 <span style="float: right;">90,539</span></p> <p>・労働雇用創生課職員給 12人</p> <p>2. 労政諸費 <span style="float: right;">74,607</span></p> <p>(主な事業)</p> <p>(1)労働局との一体的実施事業 <span style="float: right;">21,240</span></p> <p>就労関連の支援をワンストップ で提供する「しごと相談・支援セ ンター」の運営に要する経費</p> <p>【コロナ対策分】</p> <p>(2)テレワーク推進体制強化事業 <span style="float: right;">6,046</span></p> <p>テレワーク導入促進で多様な働 き方を支援し、新たな雇用の創出 等を図るために要する経費</p> <p>(3)熊本を「知る」・「会う」プロジ ェクト事業 <span style="float: right;">41,100</span></p> <p>県内企業の魅力発信及び就職・ 採用活動を支援し、新規学卒者等 の県内就職を促進するために要す る経費</p> <p>3. 労働調査費 <span style="float: right;">3,298</span></p> <p>・労働調査費</p> <p>労働情勢、労使関係、労働条件 等の調査に要する経費</p>

## 令和5年度当初予算説明資料

課名 労働雇用創生課 (一般会計)

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	本年度の財源内訳			一般財源	説明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
196	労働福祉費	1,597	1,645	-48				1,597	1. 労働福祉費 <u>912</u> ・働きやすい職場改善促進事業 働き方改革の推進など働きやすい職場環境づくりの支援に要する経費  2. 労働者福祉協議会助成費 <u>685</u> ・労働者福祉協議会補助金 熊本県労働者福祉協議会の運営に対する助成
197 ~198	職業訓練総務費	1,549,298	1,291,379	257,919	202,531	970,000	569	376,198	1. 職員給与費 <u>91,003</u> ・労働雇用創生課職員給 14人  2. 職業能力開発業務運営指導費 <u>1,316,944</u> (主な事業) (1) ①熊本県半導体人材育成会議等活動事業 <u>9,426</u> 熊本県半導体人材育成会議の開催や若年層に向けた半導体認知度向上の取組み等、半導体関連産業の人材育成に要する経費  (2) 熊本県職業能力開発施設拠点化推進事業 <u>1,282,992</u> 高等技術専門校の再整備及び技能振興センターの整備に要する経費

## 令和 5 年度当初予算説明資料

課名 労働雇用創生課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A)-(B)	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
					特 定 財 源				
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
									(3)外国人材受入支援事業 外国人材の適正な受入れに向け た企業相談窓口の設置等に要する 経費 11,725
									(4)外国人材活躍促進支援事業 外国人材を受入れている事業者 に対する受入環境の向上支援や外 国人材に向けた熊本の魅力発信に 要する経費 10,411
									3. 認定訓練事業費 86,135 ・認定訓練実施事業 職業訓練法人等が行う認定訓練 に対する運営費や施設整備費の助 成及び指導に要する経費
									4. 技能向上対策費 55,043 (主な事業) ・技能検定事業費 49,064 熊本県職業能力開発協会が行う 技能検定業務に対する助成等
									5. 国庫支出金返納金 173 ・認定訓練事業運営費補助金返納金 認定訓練事業運営費補助金に係 る国庫支出金返納金

## 令和5年度当初予算説明資料

課名 労働雇用創生課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A)-(B)	本 年 度 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一般財源	
					国支出金	地方債	その他		
198 ～200	職業能力開 発校費	977,440	938,248	39,192	825,265		8,822	143,353	1. 職員給与費 <u>92,145</u> ・高等技術専門学校職員給 12人  2. 職業能力開発校運営費 <u>34,088</u> ・高等技術専門学校管理運営費 高等技術専門校の維持管理、補 修及び運営に要する経費  3. 職業能力開発事業費 <u>851,207</u> (主な事業) (1) 障がい者職業能力開発事業 <u>57,662</u> 障がい者を対象とした職業訓練 等について民間教育訓練機関等へ の委託に要する経費  (2) 離職者訓練事業 <u>686,492</u> 離職者や就労経験が少ない者を 対象とした職業訓練の委託に要す る経費
200 ～201	技術短期大 学校費	753,591	455,933	297,658	297,769	171,000	71,208	213,614	1. 職員給与費 <u>160,781</u> ・技術短期大学校職員給 22人



## 令和 5 年度当初予算説明資料

課名 労働雇用創生課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	本年度の財源内訳			一般財源	説 明
					特 定 財 源				
					国支出金	地方債	その他		
									2. 短大運営費 <span style="float: right;">574,393</span> (主な事業) (1) ① 技術短期大学校新学科設置事業 <span style="float: right;">18,191</span> 半導体関連の新学科設置に向けた資材整備及び広報に要する経費 (2) 技術短期大学校管理運営費 <span style="float: right;">176,741</span> 技術短期大学校の維持管理、補修、運営及び教育訓練に要する経費 (3) 技術短期大学校教育対策事業 <span style="float: right;">373,783</span> 高度実践技術者の育成のために必要な施設及び各種機器の整備に要する経費
									3. 短大施設整備費 <span style="float: right;">18,417</span> ・ ① 技術短期大学校新学科整備推進事業 半導体関連の新学科設置に向けた施設整備に要する経費

## 令和5年度当初予算説明資料

課名 労働雇用創生課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	本年度の財源内訳			一般財源	説明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
202	失業対策総務費	309,646	290,745	18,901	158,410			151,236	雇用対策費 (主な事業) (1)障害者就業・生活支援センター事業 51,242 障がい者の就業や生活全般にわたる総合的支援の委託に要する経費 (2)熊本県ブライイト企業推進事業 6,881 ブライイト企業の普及・拡大及びブライイト企業として認定を受けた企業への支援に要する経費 【コロナ対策分】 (3)地域活性化雇用創造支援事業 64,976 失業者等を人材不足分野の企業等に派遣し、派遣先企業への就職を促進するために要する経費 (4)新型コロナ対応雇用維持・確保支援事業 46,327 出向・副業・兼業に係る周知啓発や人手不足に苦しむ県内企業への伴走型支援に要する経費

## 令和 5 年度当初予算説明資料

課名 労働雇用創生課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A)-(B)	本 年 度 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一 般 財 源	
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
									<p>【コロナ対策分】</p> <p>(5)くまもと型就職氷河期世代活躍促進事業 55,478</p> <p style="padding-left: 20px;">就職氷河期世代の長期無業者等に対する自立支援及び企業の受入環境整備を図る取組みに要する経費</p> <p>(6)熊本県地域無料就労相談窓口運営事業 59,571</p> <p style="padding-left: 20px;">熊本県地域無料就労相談窓口の相談体制を強化するための運営委託に要する経費</p>
課 計		3,760,016	3,139,914	620,102	1,509,178	1,141,000	94,496	1,015,342	

## 債務負担行為(設定)

課名 労働雇用創生課

(一般会計)

(単位：千円)

議案書 頁 数	事 項	期 間	限 度 額
13	職業能力開発拠点整備事業 高等技術専門校の再整備に係る工事請負等に要する経費	令和6年度 ～令和7年度	1,284,970
		年度別内訳 令和6年度 令和7年度	1,250,595 34,375
13	障がい者訓練委託業務 障がい者を対象とした職業訓練に関する業務委託	令和6年度	2,605
13	離職者訓練等委託業務 離職者等を対象とした職業訓練に関する業務委託	令和6年度	198,429

## 令和5年度当初予算説明資料

課名 産業支援課

(一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	本年度の財源内訳			一般財源	説 明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
205 ～206	農業総務費	44,382	52,696	-8,314			323	44,059	1. 職員給与費 <span style="float: right;">36,942</span> ・産業技術センター職員給（農産加工） 5人  2. 農産加工研究指導費 <span style="float: right;">7,440</span> （主な事業） (1) 運営管理費（食品加工室） <span style="float: right;">5,912</span> 食品加工技術室の管理運営等に要する経費  (2) 農産加工研究開発事業（特別支援事業） <span style="float: right;">1,120</span> 地域資源を活用した高付加価値化に関する研究に要する経費
261 ～262	工鉱業総務費	185,711	155,129	30,582				185,711	職員給与費 <span style="float: right;">185,711</span> ・産業支援課職員給 26人
262 ～263	工鉱業振興費	1,449,155	813,190	635,965	608,193		6,974	833,988	工業振興費 <span style="float: right;">1,449,155</span> （主な事業） (1) 事業革新支援センター事業 <span style="float: right;">82,745</span> （公財）くまもと産業支援財団が行う企業支援に対する助成等に要する経費

## 令和 5 年度当初予算説明資料

課名 産業支援課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A)-(B)	本 年 度 の 財 源 内 訳			説 明	
					特 定 財 源				一 般 財 源
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
								(2) 地場企業立地促進費補助 241,203 地場企業の施設整備等による県経済の活性化、雇用の創出を促すための助成に要する経費	
								(3) プロフェッショナル人材戦略拠点 54,264 運営事業 副業・兼業を含む県内外の優秀な人材の獲得や中小企業の成長戦略実現の支援に要する経費	
								(4) リーディング企業創出事業 67,588 県経済の牽引役となるリーディング企業の創出に向けた企業の成長戦略実現の支援に要する経費	
								(5) 地域未来投資促進事業 65,132 地域未来投資促進法に基づく県内企業等の投資への助成等に要する経費	
								(6) 第 4 次産業革命推進事業 72,333 企業の I o T ・ A I 等の先端技術導入促進のための導入支援チームの派遣や設備投資に対する助成等に要する経費	

令和5年度当初予算説明資料

課名 産業支援課

(一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	本年度の財源内訳				説明
					特定財源			一般財源	
					国支出金	地方債	その他		
									(7)熊本空港周辺地域における新産業振興創出事業 熊本空港周辺地域を拠点に新産業創出を図る「UXプロジェクト」の推進に伴う事業者支援や環境整備等に要する経費 128,852  (8)産業成長ビジョン推進事業 産業成長ビジョン進捗評価委員会の運営、ビジョンの推進団体に係る運営や負担金等に要する経費 24,287  (9)⑧くまもと半導体産業推進ビジョン推進事業 「くまもと半導体産業推進ビジョン」の進捗管理及び国際連携の推進に係る経費 2,989  (10)⑧半導体産学官連携推進事業 地域産業・若者雇用の創出及び地方創生に貢献する大学づくりに要する経費 695,309
265 ～266	計量検定費	43,672	40,642	3,030		1,000	7,287	35,385	1. 職員給与費 15,204 ・産業技術センター職員給(計量)2人

## 令和5年度当初予算説明資料

課名 産業支援課

(一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	本年度の財源内訳				説明
					特定財源			一般財源	
					国支出金	地方債	その他		
									2. 管理運営費 <span style="float:right">3,561</span> ・運営管理費(計量検定室) 計量検定行政の運営及び検査機器の整備に要する経費  3. 検定検査事業費 <span style="float:right">24,907</span> (主な事業) ・計量器検定事業 <span style="float:right">18,555</span> 水道メーターやタクシメーター等の計量器の検定に要する経費
266 ～268	産業技術センター費	698,864	656,521	42,343	21,217	7,000	241,820	428,827	1. 職員給与費 <span style="float:right">296,516</span> ・産業技術センター職員給 36人  2. 管理運営費 <span style="float:right">80,032</span> (主な事業) ・運営管理費(センター) <span style="float:right">77,299</span> 産業技術センターの運営、施設の維持管理等に要する経費  3. 試験研究費 <span style="float:right">214,031</span> (主な事業) (1)新規外部資金活用事業(特別支援事業) <span style="float:right">194,793</span> 国や企業等の外部資金を活用した試験研究に要する経費



## 令和 5 年度当初予算説明資料

課名 産業支援課

(一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	本年度の財源内訳				説明	
					特定財源			一般財源		
					国支出金	地方債	その他			
									(2)サステナブル機能性薄膜材料に関する開発支援事業 セルロースナノファイバーを活用した遮光膜や吸水性フィルム等の開発に要する経費	8,751
									4. 技術指導事業費 (主な事業)	<u>108,285</u>
									(1)中核企業技術高度化支援事業 コンピュータネットワークシステムの適正な運用・管理に要する経費	11,993
									(2)一般支援事業(自転車事業) 競輪補助事業を活用した依頼分析・試験研究に必要な試験研究機器の導入に要する経費	33,744
									(3)産業技術センター試験研究備品導入事業 依頼分析・試験研究に必要な試験研究機器の導入に要する経費	13,008
									(4)デジタル実装支援に係るデジタルものづくり中核人材育成事業 「デジタル実装」に関する中核技術者向け育成カリキュラム作成及び技術研修の実施に要する経費	8,455

## 令和5年度当初予算説明資料

課名 産業支援課

(一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	本年度の財源内訳			一般財源	説明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
									(5) DX導入モデル企業支援事業 ものづくり産業の持続的な成長 に向けたIT・デジタルを活用し たDXの導入等による競争力強化 の支援に要する経費 9,695
									(6) 県南被災地域の食品加工産業への 支援事業 11,773 令和2年7月豪雨で被災した食 品加工産業の復興支援及びBCP 推進に要する経費
									(7) ⑧中小企業半導体サプライチェー ン強化事業 14,954 県内半導体サプライチェーン網と 関連中小企業の技術力強化に要する 経費
268	新事業創出 促進費	125,471	104,771	20,700	55,350		50	70,071	新事業創出促進費 (主な事業) (1) 創業・新分野進出推進事業 9,452 新分野に進出する県内企業への 支援や若者を対象とした起業促進 等に要する経費

## 令和 5 年度当初予算説明資料

課名 産業支援課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A)-(B)	本 年 度 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一 般 財 源	
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
									(2)次世代ベンチャー創出支援事業 33,915 熊本県次世代ベンチャー創出支 援コンソーシアムに対する負担金 及び創業初期ベンチャーの支援に 要する経費  (3)くまもとオープンイノベーション 21,853 推進事業 県内中小企業を中心とした連携 体の構築や事業化プラン策定等を 支援するコーディネーター設置等 に要する経費  (4)くまもとクロス支援事業 55,445 県内中小企業等が県外企業や大 学等と連携し、革新的な製品・技 術の開発を目指して取り組む研究 開発等に対する助成に要する経費
一般会計 計		2,547,255	1,822,949	724,306	684,760	8,000	256,454	1,598,041	

## 令和5年度当初予算説明資料

課名 産業支援課

(高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	本年度の財源内訳				説明
					特定財源			一般財源	
					国支出金	地方債	その他		
505	高度技術研究開発基盤整備事業費	163	172	-9			163		管理費 ・阿蘇ソフトの村管理事業費 土地の有効活用等の検討に要する経費
	高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計計	163	172	-9			163		
課計		2,547,418	1,823,121	724,297	684,760	8,000	256,617	1,598,041	

## 令和 5 年度当初予算説明資料

課名 エネルギー政策課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	本年度の財源内訳				説明
					特定財源			一般財源	
					国支出金	地方債	その他		
126 ～128	計画調査費	84,202	84,484	-282	84,202				エネルギー対策費 <span style="float: right;"><u>84,202</u></span> (1) 電源立地地域対策交付金事業 <span style="float: right;">67,502</span> 水力発電施設立地市町村に対す る交付金 (2) 石油貯蔵施設立地対策等交付金事 業 <span style="float: right;">16,700</span> 石油貯蔵施設立地市町村及び周 辺市町村に対する交付金
261 ～262	工鉱業総務 費	85,180	83,936	1,244				85,180	職員給与費 <span style="float: right;"><u>85,180</u></span> ・エネルギー政策課職員給 11人
262 ～263	工鉱業振興 費	99,871	106,052	-6,181	52,133		11,464	36,274	1. 工業振興費 <span style="float: right;"><u>92,200</u></span> (主な事業) (1) 熊本県総合エネルギー計画推進事 業 <span style="float: right;">10,171</span> 総合エネルギー計画の推進等に 要する経費 (2) 地域共生型再エネ導入推進事業 <span style="float: right;">66,601</span> 風力発電の立地に係るゾーニン グに要する経費

## 令和5年度当初予算説明資料

課名 エネルギー政策課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	本年度の財源内訳			一般財源	説明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
									(3)RE100電力供給・利用促進事業 県内企業のREアクション認証取得促進に要する経費 3,000
									2. 鉱業振興費 7,671 (主な事業) ・採石指導取締・採石業等育成増進事業 6,020 採石場の指導監督及び育成等に要する経費
268	新事業創出 促進費	2,212	2,340	-128			1,069	1,143	新事業創出促進費 2,212 ・くまもと県民発電所推進事業 県民発電所の認証及び設置促進等に要する経費
	課 計	271,465	276,812	-5,347	136,335		12,533	122,597	

## 令和 5 年度当初予算説明資料

課名 企業立地課

(一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A)-(B)	本 年 度 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一般財源	
					国支出金	地方債	その他		
261 ～262	工鉦業総務 費	4,890,851	5,020,671	-129,820	12,000		354,511	4,524,340	1. 職員給与費 <span style="float: right;">156,769</span> ・企業立地課職員給 21人  2. 企業誘致促進対策事業費 <span style="float: right;">4,734,082</span> (主な事業) (1)半導体サプライチェーン構築加速 化事業 <span style="float: right;">39,803</span> 半導体関連企業の集積を加速化 するための企業誘致活動に要する 経費  (2)企業誘致事業 <span style="float: right;">35,566</span> 国内及び外資系企業誘致、既立 地企業のフォローアップ、企業の 投資・立地動向調査等に要する経 費  (3)企業立地促進資金融資事業 <span style="float: right;">225,416</span> 事業所等を新設・増設する誘致 企業等に対する資金の融資に要す る経費  (4)企業立地促進費補助 <span style="float: right;">4,064,719</span> 県内において、事業所等を新設 ・増設された場合の設備投資及び 新規雇用に係る企業に対する補助 に要する経費

## 令和5年度当初予算説明資料

課名 企業立地課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	本年度の財源内訳			一般財源	説 明	
					特定財源					
					国支出金	地方債	その他			
									(5) 戦略的企業誘致推進事業 ターゲットを重点化（半導体や自動車など）した企業誘致活動に要する経費	6,710
									(6) 戦略的ポートセールス推進事業 熊本港・八代港の利活用向上のためのポートセールス及び新規航路誘致の補助に要する経費	44,580
									(7) 国際コンテナ利用拡大助成事業 熊本港・八代港を利用する荷主企業に対する助成に要する経費	138,085
									(8) 市町村施設整備促進事業 市町村が実施するサテライトオフィス等の施設整備等の補助に要する経費	21,250
									(9) 県外IT企業・コンテンツ関連企業等ネットワーク構築事業 企業の地方分散の動きに応じ、IT・コンテンツ関連企業等の誘致に向けたネットワーク構築等の取組みによる企業集積の促進に要する経費	24,485



## 令和 5 年度当初予算説明資料

課名 企業立地課 (一般会計)		(単位：千円)								
事項別 明細書 頁 数	目 名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A)-(B)	本 年 度 の 財 源 内 訳				説 明	
					特 定 財 源			一般財源		
					国支出金	地 方 債	そ の 他			
									(10)企業誘致環境整備事業 誘致企業の立地に伴う、菊陽町公 共下水道の受託工事に要する経費 126,383	
353	高度技術研 究開発基盤 整備事業等 特別会計繰 出金	1,810,140	35,049	1,775,091				1,810,140	特別会計繰出金 ・高度技術研究開発基盤整備事業等 特別会計繰出金 内陸型工業団地の管理整備費へ の繰出金 1,810,140	
一般会計 計		6,700,991	5,055,720	1,645,271	12,000		354,511	6,334,480		

## 令和 5 年度当初予算説明資料

課名 企業立地課

(港湾整備事業特別会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	本年度の財源内訳			一般財源	説明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
457 ～458	施設管理費	3,738	3,746	-8			3,738		ポートセールス推進事業費 <u>3,738</u> ・ポートセールス推進事業 熊本港・八代港の利用促進を図 るための活動及び協議会運営に要 する経費
港湾整備事業 特別会計 計		3,738	3,746	-8			3,738		

## 令和 5 年度当初予算説明資料

課名 企業立地課

(臨海工業用地造成事業特別会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	本年度の財源内訳			一般財源	説 明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
469	有明臨海工業用地造成事業費	11,873	8,120	3,753			11,873		工業用地の管理及び分譲促進費 <span style="float: right;">11,873</span> (1)有明臨海工業用地管理事業 <span style="float: right;">8,799</span> 工業用地の管理に要する経費 (2)臨海工業団地販売促進事業 <span style="float: right;">3,074</span> 工業団地の分譲促進に要する経費
臨海工業用地造成事業特別会計 計		11,873	8,120	3,753			11,873		

## 令和5年度当初予算説明資料

課名 企業立地課

(高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A)-(B)	本 年 度 の 財 源 内 訳			説 明	
					特 定 財 源				一般財源
					国支出金	地方債	その他		
505	高度技術研究開発基盤整備事業費	5,047	5,863	-816			5,047	1. 事務費 <u>4,896</u> ・内陸工業団地販売促進事業 内陸工業団地の分譲促進に要する経費  2. 管理費 <u>151</u> ・管理整備費 テクノリサーチパークの管理に要する経費	
505	内陸工業用地基盤整備事業費	186,706	59,928	126,778			186,706	用地分譲関係費 <u>186,706</u> (1)城南工業団地管理事業 <u>84,696</u> 城南工業団地の管理に要する経費  (2)白岩産業団地管理事業 <u>6,686</u> 白岩産業団地の管理に要する経費  (3)臨空テクノパーク管理事業 <u>92,624</u> 臨空テクノパークの管理に要する経費  (4)菊池テクノパーク管理事業 <u>2,700</u> 菊池テクノパークの管理に要する経費	

## 令和5年度当初予算説明資料

課名 企業立地課

(高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	本年度の財源内訳				説明
					特定財源			一般財源	
					国支出金	地方債	その他		
505	セミコンテ クノパーク 建設事業費	1,185	1,526	-341			1,185		施設整備費 ・管理整備費 セミコンテクノパークの管理に 要する経費 <span style="float: right;">1,185</span>
506	工業団地整 備事業費	2,499,089	173,129	2,325,960		640,000	1,859,089		工業団地施設整備事業費 <span style="float: right;">2,499,089</span> ・工業団地施設整備事業 製造業等の誘致の受け皿となる 工業団地の整備に要する経費
508	一般会計繰 出金	18,751	18,661	90			18,751		一般会計繰出金 <span style="float: right;">18,751</span> ・一般会計繰出金 城南工業団地及び白岩産業団地 に係る一般会計貸付金の償還のた めの繰出金
高度技術研究開発 基盤整備事業等特 別会計 計		2,710,778	276,400	2,434,378		640,000	2,070,778		
課 計		9,427,380	5,343,986	4,083,394	12,000	640,000	2,440,900	6,334,480	

## 債務負担行為(設定)

課名 企業立地課

(一般会計)

(単位：千円)

議案書 頁 数	事 項	期 間	限 度 額
17	企業立地促進費補助	令和6年度 ～令和9年度	1,897,850
		年度別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度	973,350 324,500 300,000 300,000

第 61 号

熊本県立技術短期大学校条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県立技術短期大学校条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県立技術短期大学校条例の一部を改正する条例

熊本県立技術短期大学校条例（平成8年熊本県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「及び情報システム技術科」を「、情報システム技術科及び半導体技術科」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

熊本県立技術短期大学校で実施する職業訓練の内容の見直しに伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県立技術短期大学校条例の一部を改正する条例（案）の概要

課名：労働雇用創生課

議案番号	条例名	内容
第61号	熊本県立技術短期大学校条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨 熊本県立技術短期大学校で実施する職業訓練の内容の見直しに伴い、関係規定を整備する必要がある。</p> <p>2 改正の内容 (1) 熊本県立技術短期大学校で実施する職業訓練の内容の見直しに伴い、専門課程の学科を追加する。 (第4条関係)</p> <p>3 施行期日 令和6年4月1日</p>



第 6 2 号

熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例の制定について  
熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例

熊本県産業技術センター条例(昭和27年熊本県条例第42号)の一部を次のように改正する。

別表化学試験・化学加工設備の項中「3, 690円」を「3, 820円」に改め、同表食品試験・食品加工設備の項中「4, 050円」を「6, 050円」に改め、同表機械試験・機械加工設備の項中「3, 490円」を「3, 790円」に改め、同表電気自動車用急速充電器の項を削る。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

熊本県産業技術センターの設備の導入等に伴い、使用料の額を改定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例（案）の概要

課名：産業支援課

議案番号	条例名	内容
第62号	熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨 熊本県産業技術センターの設備の導入等に伴い、使用料の額を改定する必要がある。</p> <p>2 改正の内容</p> <p>(1) 使用料の額の範囲を改定する。(別表関係)</p> <p>ア 化学試験・化学加工設備使用料の額 240円以上3,690円以下→240円以上3,820円以下</p> <p>イ 食品試験・食品加工設備使用料の額 70円以上4,050円以下→70円以上6,050円以下</p> <p>ウ 機械試験・機械加工設備使用料の額 140円以上3,490円以下→140円以上3,790円以下</p> <p>(2) 電気自動車用急速充電器使用料の項目を削除する。(別表関係)</p> <p>(3) この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>(4) 所要の経過措置を定める。(附則第2項関係)</p>

## 令和5年度 当初予算 総括表

観光戦略部  
一般会計

(単位:千円)

課名	本年度 予算額 (A)	前年度 予算額 (B)	比較 増減 (A)-(B)	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
観光交流政策課	730,191	941,591	-211,400	69,324		282,658	378,209
観光企画課	875,552	714,586	160,966	202,518		76,236	596,798
観光振興課	417,423	505,788	-88,365	45,085		1,056	371,282
販路拡大ビジネス課	772,267	609,440	162,827	254,959	57,000	100,201	360,107
観光戦略部 合計	2,795,433	2,771,405	24,028	571,886	57,000	460,151	1,706,396

## 令和5年度当初予算説明資料

課名 観光交流政策課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	本年度の財源内訳			一般財源	説 明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
114	一般管理費	223,584	277,707	-54,123				223,584	1. 職員給与費 ・観光交流政策課職員給 29人 <u>223,584</u>
123 ~125	諸費	141,977	126,272	15,705	22,244		104,422	15,311	1. 海外移住者等交流費 <u>7,790</u> ・ <b>新</b> 在外県人会周年記念式典参加事業 在外県人会周年記念式典への出席及び在外県人会との交流に要する経費 2. 国際協力推進費 <u>5,753</u> ・熊本県海外研修員等受入事業 海外技術研修員、県費留学生の受入支援に要する経費 3. 国際交流推進費 <u>39,228</u> (主な事業) (1) 国際交流団体等補助事業 <u>13,460</u> 自治体国際化協会等への負担金 (2) <b>新</b> 令和5年度姉妹友好提携周年記念事業 <u>7,436</u> 知事をトップとする友好訪問団の派遣及び受入れ等に要する経費

## 令和 5 年度当初予算説明資料

課名 観光交流政策課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A)-(B)	本 年 度 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一般財源	
					国支出金	地方債	そ の 他		
									4. 旅券発給事務費 <span style="float: right;">33,660</span> ・ 旅券発給事務費 旅券発給事務に要する経費
									5. 国際化環境整備推進費 <span style="float: right;">39,773</span> (主な事業) 【コロナ対策分】 (1) 熊本県多文化共生支援事業 <span style="float: right;">30,413</span> 在留外国人への生活全般に対す る情報提供・相談対応のための一 元的窓口の運営、地域日本語教育 の推進、市町村の受入体制整備支 援等に要する経費 【コロナ対策分】 (2) ウクライナからの避難民受入支援 <span style="float: right;">5,685</span> 事業 ウクライナからの避難民の受入 に係るサポート体制の強化及び生 活支援等の実施に要する経費
									6. JETプログラム事業費 <span style="float: right;">15,773</span> (主な事業) ・ 国際交流員費 <span style="float: right;">14,245</span> 国際交流員の配置に要する経費

## 令和5年度当初予算説明資料

課名 観光交流政策課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	本年度の財源内訳				説明
					特定財源			一般財源	
					国支出金	地方債	その他		
	防災総務費		389,313	-389,313					款項目変更(観光費へ)
	農業総務費		43,269	-43,269					款項目変更(商業総務費へ)
255 ~256	商業総務費	77,107	24,824	52,283				77,107	貿易振興費 77,107 (主な事業) (1)熊本県アジア事務所運営事業 17,772 熊本アジア事務所(シンガポール)の運営及び職員派遣に要する経費 (2)熊本上海事務所運営事業 21,072 熊本上海事務所の運営及び職員派遣に要する経費 (3)熊本香港事務所運営事業 32,486 熊本香港事務所の運営及び職員派遣に要する経費

## 令和 5 年度当初予算説明資料

課名 観光交流政策課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A)-(B)	本 年 度 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一般財源	
					国支出金	地方債	その他		
269 ～270	観光費	287,523	80,206	207,317	47,080		178,236	62,207	観光客誘致対策費 <span style="float: right;">287,523</span> (主な事業) (1)「マンガ県くまもと」構想推進事業 <span style="float: right;">39,160</span> 業 県にゆかりのあるマンガ・アニメ等のコンテンツを活用した、誘客促進につながる情報発信及び被災地復興の後押し等に要する経費  【熊本地震分】 (2)『ONE PIECE』連携復興応援事業 <span style="float: right;">70,550</span> 漫画『ONE PIECE』の麦わらの一味の像と連携した周遊プロモーション及び地域資源の更なる魅力づくりに要する経費  【熊本地震分】 (3)熊本地震震災ミュージアム具体化推進事業 <span style="float: right;">86,574</span> 熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設(南阿蘇村)の管理運営等に要する経費
課 計		730,191	941,591	-211,400	69,324		282,658	378,209	

## 債務負担行為(設定)

課名 観光交流政策課

(一般会計)

(単位：千円)

議案書 頁 数	事 項	期 間	限 度 額
17	「ONE PIECE」連携復興応援事業	令和6年度	5,000
17	熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設管理運営業務 熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設の管理運営 に要する経費	令和6年度 ～令和7年度	159,125
		年度別内訳 令和6年度 令和7年度	79,155 79,970



## 令和5年度当初予算説明資料

課名 観光企画課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A)-(B)	本 年 度 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一般財源	
					国支出金	地方債	そ の 他		
269 ～270	観光費	875,552	714,586	160,966	202,518		76,236	596,798	1. 職員給与費 <span style="float: right;">109,542</span> ・観光企画課職員給 14人  2. 観光客誘致対策費 <span style="float: right;">659,395</span> (主な事業) (1)デジタルマーケティング事業 <span style="float: right;">56,680</span> 観光客の誘客促進につなげるた めの旅行者の趣向に合わせた情報 発信及び効果測定等に要する経費  (2)スマート観光交通体系構築推進事 業 <span style="float: right;">43,000</span> 観光における二次交通の課題克 服と周遊促進による観光消費の増 加に向けた検討・実証等に要する 経費  (3)地域の活性化を牽引する観光産業 創造事業 <span style="float: right;">20,000</span> 地域の経済を牽引する観光拠点 施設の整備に対する助成

## 令和5年度当初予算説明資料

課名 観光企画課 (一般会計)

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	本年度の財源内訳			一般財源	説 明	
					特定財源					
					国支出金	地方債	その他			
									(4)プロスポーツによる地域活性化事業 業 県内のプロスポーツチームを核 とした地域づくり支援や交流人口 の拡大推進に要する経費	62,400
									(5)国際バドミントン大会誘致促進事 業 国際バドミントン大会の開催に 要する経費	102,000
									(6)アーバンスポーツ展開事業 業 アーバンスポーツを活用した誘 客促進のためのイベント開催等に 要する経費	40,000
									(7)ツール・ド・九州受入環境整備事 業 「ツール・ド・九州2023」の開 催及びイベント等の機運醸成 に要する経費	124,048
									(8)域内周遊・滞在促進のための観光 地域づくり事業 観光周遊促進を図るための面的 な観光地域の形成に要する経費	30,000

## 令和 5 年度当初予算説明資料

課名 観光企画課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A)-(B)	本 年 度 の 財 源 内 訳				説 明	
					特 定 財 源			一 般 財 源		
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他			
									(9) <b>新</b> ラグビー日本代表国際テスト マッチ招致事業 ラグビー日本代表国際テストマ ッチ招致に必要な輸送経費と芝生 設置に要する経費	19,255
									(10) <b>新</b> スマートツーリズム基盤創生 ・活用事業 県の観光施策に関する成果を蓄 積、可視化するデータ基盤の構築 に要する経費	11,497
									3. 観光基本計画促進費 (主な事業)	<u>51,720</u>
									(1) 観光統計動態調査 観光統計調査に要する経費	13,707
									【コロナ対策分】	
									(2) <b>新</b> 熊本の温泉街リブランディング 事業 温泉街の面的な再生に向けた支 援に要する経費	10,000

## 令和5年度当初予算説明資料

課名 観光企画課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	本年度の財源内訳			一般財源	説 明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
									4. 観光施設整備事業費 54,895 (主な事業) ・観光標識整備事業 40,395 観光案内標識や観光案内版等の設 置・修繕・点検等に要する経費
課計		875,552	714,586	160,966	202,518		76,236	596,798	

## 令和 5 年度当初予算説明資料

課名 観光振興課

(一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	本年度の財源内訳				説明
					特定財源			一般財源	
					国支出金	地方債	その他		
269 ～270	観光費	417,423	505,788	-88,365	45,085		1,056	371,282	1. 職員給与費 <span style="float: right;">93,631</span> ・観光振興課職員給 12人  2. 観光客誘致対策費 <span style="float: right;">302,663</span> (主な事業) (1)インバウンド誘致促進事業 <span style="float: right;">51,627</span> 海外からの観光客の誘客促進に 要する経費  (2)阿蘇くまもと空港国際線振興対策 事業 <span style="float: right;">31,757</span> 阿蘇くまもと空港国際線振興協 議会に対する負担金 (国際線プロ モーション)  【コロナ対策分】 (3)新たな旅のスタイル促進事業 <span style="float: right;">23,481</span> ワーケーション等の新たな旅の スタイルへのニーズに対応するた めの滞在・研修プログラム等の磨 き上げに要する経費  (4)国内観光誘致対策事業 <span style="float: right;">53,498</span> 県内への誘客を図るための観光 PR・プロモーション等に要する 経費

## 令和5年度当初予算説明資料

課名 観光振興課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	本年度の財源内訳			一般財源	説明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
									(5)クルーズ船誘致促進事業 クルーズ船の寄港・発着増加に 向けた誘致活動に要する経費 33,238
									(6)クルーズ船受入体制強化事業 クルーズ船観光客の受入環境整 備に要する経費 10,800
									(7)新インバウンド地域戦略策定事業 ポストコロナの市場需要、地域 意向の調査及びポストコロナイン バウンド地域戦略の策定に要する 経費 20,000
									【熊本地震分】 【コロナ対策分】 (8)教育旅行誘致推進事業 教育旅行の宿泊需要の確保・創 出に要する経費 33,115
									(9)新台湾インバウンド誘客強化事業 台湾からのインバウンド誘客の 強化に要する経費 25,000

## 令和 5 年度当初予算説明資料

課名 観光振興課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A)-(B)	本 年 度 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一 般 財 源	
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
									3. 国庫支出金返納金 <span style="float: right;">21,129</span> ・国庫支出金返納金 新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金の事業費確定 に伴う国庫支出金返納金
課 計		417,423	505,788	-88,365	45,085		1,056	371,282	

## 令和5年度当初予算説明資料

課名 販路拡大ビジネス課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	本年度の財源内訳			一般財源	説 明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
205 ～206	農業総務費	365,530	278,858	86,672	205,310		100,000	60,220	1. 農産物流通総合対策費 <u>146,400</u> ・輸出向けHACCP等対応施設整備事業  2. ブランド確立・販路対策費 <u>219,130</u> (主な事業) (1) 県産農林水産物等輸出推進総合支援事業 <u>85,550</u> 輸出に取り組む県内事業者等の掘り起こしから輸出に至るまでの総合的な支援に要する経費  (2) 海外輸出拡大対策事業 <u>31,122</u> 農林水産物等の輸出促進のための海外プロモーション等に要する経費  (3) ①GFPフラッグシップ輸出産地形成プロジェクト事業 <u>100,000</u> 海外の規制やロット等のニーズに対する輸出産地を形成に取り組む団体への助成に要する経費



## 令和 5 年度当初予算説明資料

課名 販路拡大ビジネス課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A)-(B)	本 年 度 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一般財源	
					国支出金	地方債	そ の 他		
255 ～256	商業総務費	375,174	327,082	48,092	49,649	37,000		288,525	1. 職員給与費 <span style="float: right;"><u>108,314</u></span> ・販路拡大ビジネス課職員給 14人  2. 貿易振興費 <span style="float: right;"><u>21,899</u></span> ・貿易振興対策事業 九州内の貿易振興機関との連携 強化等に要する経費及びジェトロ (日本貿易振興機構)等の運営に対 する負担金  3. 物産振興費 <span style="float: right;"><u>108,774</u></span> (主な事業) 【7月豪雨分】 (1)球磨焼酎リブランディング事業 <span style="float: right;">42,000</span> 球磨焼酎のトップブランド化を 推進するための情報発信や市場開 拓、商品力向上等に要する経費  (2)首都圏等県産品販路拡大事業 <span style="float: right;">34,046</span> 首都圏等における県産品の販路 拡大の取組に要する経費  4. 伝統工芸振興費 <span style="float: right;"><u>136,187</u></span> (主な事業) (1)伝統工芸館管理運営費 <span style="float: right;">78,218</span> 熊本県伝統工芸館の指定管理委 託に要する経費

## 令和5年度当初予算説明資料

課名 販路拡大ビジネス課		(一般会計)							(単位:千円)
事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	本年度の財源内訳				説 明
					特定財源			一般財源	
					国支出金	地方債	その他		
									(2)伝統的工芸品販路開拓支援事業 12,588 伝統的工芸品産業振興のための 販路開拓や後継者確保等の支援に 要する経費
									(3) <b>新</b> 伝統工芸館施設改修事業 41,734 伝統工芸館の施設改修に係る設 計に要する経費
262 ~263	工鉦業振興 費	31,563	3,500	28,063		20,000	201	11,362	工業振興費 31,563 (主な事業) ・ <b>新</b> 産業展示場施設改修事業 27,938 産業展示場施設の改修に要する 経費
	課 計	772,267	609,440	162,827	254,959	57,000	100,201	360,107	

第 72 号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設	阿蘇郡南阿蘇村久石2807番地	みなみあそ観光局・あそ望の郷共同体 代表者 一般社団法人みなみあそ観光局 代表理事 丸野健一郎	令和5年7月1日から令和8年3月31日まで

(提案理由)

熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設条例（令和4年熊本県条例第3.8号）第13条第1項の規定に基づき、熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

# 熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設指定管理候補者の選定について

観光戦略部観光交流政策課

## 1 選定の経緯

募集要項配布	令和4年11月25日～12月26日
募集に係る現地説明会の実施	令和4年12月2日
申請書の受付	令和4年12月19日～12月26日
指定管理候補者選考委員会開催	令和5年1月17日
指定管理者制度運営会議開催	令和5年1月18日

## 2 選定結果

みなみあそ観光局・あそ望の郷共同体  
 (代表者) 一般社団法人みなみあそ観光局 代表理事 丸野健一郎  
 (所在地) 阿蘇郡南阿蘇村久石2807番地

※共同体構成  
 (代表構成員) 一般社団法人みなみあそ観光局 代表理事 丸野健一郎  
 (構 成 員) 株式会社あそ望の郷みなみあそ 代表取締役 藤原 健志

## 3 選定理由

指定管理候補者である「みなみあそ観光局・あそ望の郷共同体」は、地元語り部の活用や地域の関係機関と連携した地域に密着した事業内容に具体性があり、これまでの震災遺構の管理業務及び教育旅行プログラムによる教育旅行の受入実績が高く評価される。また、本件施設の将来展望を見据えた顧客ニーズの把握や誘客のターゲットインゾグの的確性が認められ、本件施設で求める施設管理の内容を満たしており、施設の維持管理に係る実施内容についても充実していることを評価した。

### 【指定管理候補者の提案価格】

令和5年度	令和6年度	令和7年度	3年間合計
63,033千円	79,044千円	79,704千円	221,781千円

## 4 指定管理候補者選考委員会による審査結果等

申請者	審査結果等
①公益財団法人阿蘇火山博物館久木文化財団 ②株式会社イズミテック ③株式会社あんしん Co.,Ltd. ④九州博報堂・九綜共同企業体 ⑤みなみあそ観光局・あそ望の郷共同体	熊本地震による災害から得られた教訓等を伝承し、県民及び来場者の防災意識の醸成を図るとともに、熊本の魅力の発信並びに県民及び来訪者の交流の促進を図るといふ本件施設の設定目的を達成するため、住民の平等な利用の確保、施設の効用の最大限の發揮、経費の縮減、管理を安定して行う人的・財政的基礎等について、目的に沿った事業内容を提案する団体を募集し、審査した。
選考に当たっての基本的な考え方	

<b>選考委員会 からの意見</b>	<p>・ 指定管理候補者として、みなみあそ観光局・あそ望の郷共同体が適当。</p> <p>・ みなみあそ観光局・あそ望の郷共同体の提案内容は、地元語り部の活用や地域の関係機関と連携した地域に密着した事業内容に具体性があり、これまでの震災遺構の管理業務及び教育旅行プログラムによる教育旅行の受入実績は高く評価できる。また、本件施設の将来展望を見据えた顧客ニーズの適切な把握や誘客のターゲットインゾグの的確性が認められ、施設の維持管理に係る実施内容についても充実していることを評価した。</p> <p>【申請者の得点状況】 (500点満点)</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>①公益財団法人阿蘇火山博物館久木文化財団</td> <td style="text-align: right;">: 402点</td> </tr> <tr> <td>②株式会社イズミテック</td> <td style="text-align: right;">: 347点</td> </tr> <tr> <td>③株式会社あんしんCo.,Ltd.</td> <td style="text-align: right;">: 381点</td> </tr> <tr> <td>④九州博報堂・九綜共同企業体</td> <td style="text-align: right;">: 334点</td> </tr> <tr> <td>⑤みなみあそ観光局・あそ望の郷共同体</td> <td style="text-align: right;">: 404点</td> </tr> </table>	①公益財団法人阿蘇火山博物館久木文化財団	: 402点	②株式会社イズミテック	: 347点	③株式会社あんしんCo.,Ltd.	: 381点	④九州博報堂・九綜共同企業体	: 334点	⑤みなみあそ観光局・あそ望の郷共同体	: 404点
①公益財団法人阿蘇火山博物館久木文化財団	: 402点										
②株式会社イズミテック	: 347点										
③株式会社あんしんCo.,Ltd.	: 381点										
④九州博報堂・九綜共同企業体	: 334点										
⑤みなみあそ観光局・あそ望の郷共同体	: 404点										

<b>(参考) 指定管理候補者選考委員会委員氏名等</b> (◎が委員長)	
◎小林 寛子 (東海大学文理融合学部地域社会学科特任教授)	
吉川 榮一 (公認会計士 (吉川公認会計士・税理士事務所))	
有村 知洋 (熊本県教育旅行受入促進協議会会長)	
井手 修身 (イデアパートナーズ株式会社代表取締役)	
竹内裕希子 (熊本大学大学院先端科学研究部教授)	

### 5 観光戦略部指定管理者制度運営会議による選定状況等

<b>選定結果</b>	<p>指定管理候補者選考委員会の選考意見どおり、「みなみあそ観光局・あそ望の郷共同体」を熊本地震災災コミュニティ中核拠点施設の指定管理候補者として選定することについて、出席者全員一致で決定した。</p>
-------------	---

#### (参考) 観光戦略部指定管理者制度運営会議構成員 (◎が議長)

◎観光戦略部長	原山 明博
観光戦略部政策審議監	府高 隆
観光戦略部観光交流政策課長	久原美樹子

## 令和5年度当初予算 総括表

企業局

(単位:千円)

			本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増減 (A-B)
電気事業会計	収益の収支	収入	3,865,856	2,608,340	1,257,516
		支出	2,537,105	2,533,700	3,405
		損益	1,328,751	74,640	1,254,111
	資本の収支	収入	302,554	1,656,554	-1,354,000
		支出	1,685,404	3,252,908	-1,567,504
		差引	-1,382,850	-1,596,354	213,504
			本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増減 (A-B)
工業用水道事業会計	収益の収支	収入	1,072,835	1,033,551	39,284
		支出	1,261,460	1,190,143	71,317
		損益	-188,625	-156,592	-32,033
	資本の収支	収入	904,599	1,251,197	-346,598
		支出	906,180	1,269,711	-363,531
		差引	-1,581	-18,514	16,933
			本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増減 (A-B)
有料駐車場事業会計	収益の収支	収入	116,030	110,007	6,023
		支出	44,846	55,298	-10,452
		損益	71,184	54,709	16,475
	資本の収支	収入	7,000	0	7,000
		支出	84,013	50,000	34,013
		差引	-77,013	-50,000	-27,013
			本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増減 (A-B)
合計	収入総額		6,268,874	6,659,649	-390,775
	支出総額		6,519,008	8,351,760	-1,832,752

## (工業用水道事業会計 内訳)

(単位:千円)

			本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増減 (A-B)
有明工業用水道	収益の収支	収入	706,772	702,549	4,223
		支出	932,043	878,148	53,895
		損益	-225,271	-175,599	-49,672
	資本の収支	収入	702,658	759,643	-56,985
		支出	684,575	828,964	-144,389
		差引	18,083	-69,321	87,404
八代工業用水道	収益の収支	収入	134,079	98,415	35,664
		支出	124,902	115,477	9,425
		損益	9,177	-17,062	26,239
	資本の収支	収入	194,192	483,805	-289,613
		支出	221,605	440,747	-219,142
		差引	-27,413	43,058	-70,471
苓北工業用水道	収益の収支	収入	231,984	232,587	-603
		支出	204,515	196,518	7,997
		損益	27,469	36,069	-8,600
	資本の収支	収入	7,749	7,749	0
		支出	0	0	0
		差引	7,749	7,749	0

## 令和5年度当初予算説明資料

企業局 (電気事業会計)

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	項目	本年度 予算額 (A)	前年度 予算額 (B)	比較 増減 (A)-(B)	本年度予算額の財源内訳		説明		
					事業収益	その他			
562	収益的 収入	営業収益	3,842,639	2,581,320	1,261,319	—	—	電力料収入等	
		営業外収益	23,217	27,020	-3,803	—	—	1 受入利息・雑収益 <u>13,825</u> 2 長期前受金戻入 <u>9,392</u>	
		計	3,865,856	2,608,340	1,257,516	—	—		
	収益的 支出	営業費用							1 職員給与費(66人) <u>480,229</u> 2 水利使用料 <u>54,242</u> 3 ダム管理負担金 <u>107,889</u> 4 市町村交付金 <u>116,366</u> 5 修繕費・特別修繕引当金繰入額 <u>304,354</u> 6 減価償却費・固定資産除却費 <u>751,369</u> 7 普及開発関係費(地元貢献等) <u>49,000</u> 8 小水力発電開発可能性調査費 <u>25,301</u> 9 その他 <u>286,044</u>
			営業外費用	322,311	99,597	222,714	322,311		企業債等支払利息・消費税
			予備費	40,000	40,000		40,000		
			計	2,537,105	2,533,700	3,405	2,537,105		
			損益	1,328,751	74,640	1,254,111	—	—	



企業局 (電気事業会計)

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	項目	本年度 予算額 (A)	前年度 予算額 (B)	比較 増減 (A)-(B)	本年度予算額の財源内訳			説明	
					国庫 補助金	企業債	その他		
563	資本的 収入	他会計からの返還金	265,554	265,554		—	—	—	工業用水道事業会計返還金
		企業債	37,000	1,371,000	-1,334,000	—	—	—	照明設備改修工事に係る企業債
		荒瀬ダム関連交付金等	0	20,000	-20,000	—	—	—	
		計	302,554	1,656,554	-1,354,000	—	—	—	
	資本的 支出	建設改良費	281,953	1,850,816	-1,568,863		37,000	244,953	緑川発電所取水口ゲート巻上機等更新詳細設計委託 照明設備改修工事 他
		企業債償還金	587,897	586,538	1,359			587,897	市房・緑川発電所リニューアル事業他に係る企業債償還金
		他会計への繰出金	765,554	765,554				765,554	1 一般会計繰出金(県政貢献) <u>500,000</u> 2 工業用水道事業会計貸付金 <u>265,554</u>
		予備費	50,000	50,000				50,000	
		計	1,685,404	3,252,908	-1,567,504		37,000	1,648,404	
		差引	-1,382,850	-1,596,354	213,504	—	—	—	

## 令和5年度当初予算説明資料

企業局 (工業用水道事業会計)

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	項目	本年度 予算額 (A)	前年度 予算額 (B)	比較 増減 (A)-(B)	本年度予算額の財源内訳		説明	
					事業収益	その他		
581	収益的 収入	営業収益	730,038	669,856	60,182	—	—	1 給水収益等 357,747 2 共同管理者維持管理負担金等 372,291
		営業外収益	342,797	363,695	-20,898	—	—	1 一般会計補助金 10,206 2 受入利息・雑収益 17,942 3 長期前受金戻入 314,649
		計	1,072,835	1,033,551	39,284	—	—	
	収益的 支出	営業費用	1,217,272	1,131,883	85,389	1,028,647	188,625	1 職員給与費(10人) 64,180 2 ダム等管理負担金 89,025 3 市町村交付金 51,541 4 修繕費・特別修繕引当金繰入額 30,841 5 減価償却費・固定資産除却費 541,255 6 運営権者(有明・八代工水)維持管理負担金等 343,048 7 普及開発関係費(地元貢献) 2,000 8 新規給水可能性調査 52,299 9 その他 43,083
		営業外費用	34,188	48,260	-14,072	34,188		企業債等支払利息・消費税
		予備費	10,000	10,000		10,000		
		計	1,261,460	1,190,143	71,317	1,072,835	188,625	
		損益	-188,625	-156,592	-32,033	—	—	

企業局 (工業用水道事業会計)

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	項目	本年度 予算額 (A)	前年度 予算額 (B)	比較 増減 (A)-(B)	本年度予算額の財源内訳			説明	
					国庫 補助金	企業債	その他		
582	資本的 収入	企業債	183,000	411,600	-228,600	—	—	—	遥拝頭首工等改修工事負担金他に係る企業債
		長期借入金	472,692	411,273	61,419	—	—	—	1 一般会計借入金 207,138 2 電気事業会計借入金 265,554
		工事受託金	134,300	244,010	-109,710	—	—	—	共同管理者(有明工水)更新投資負担金
		補助金	106,858	176,565	-69,707	—	—	—	一般会計補助金
		会計内返還金	7,749	7,749	—	—	—	—	芥北工業用水道から八代工業用水道への貸付けに係る返還金
		計	904,599	1,251,197	-346,598	—	—	—	
	資本的 支出	建設改良費	319,584	661,600	-342,016		183,000	136,584	1 運営権者(有明・八代工水)更新投資負担金 177,564 2 浄化槽設備改修設計委託 2,700 3 遥拝頭首工等改修工事負担金 139,320
		企業債償還金	270,855	292,370	-21,515			270,855	竜門ダム建設負担金他に係る企業債償還金
		長期借入金償還金	300,741	300,741	—			300,741	1 一般会計償還金 27,438 2 電気事業会計償還金 265,554 3 八代工業用水道の芥北工業用水道からの借入れに係る償還金 7,749
		予備費	15,000	15,000	—			15,000	
		計	906,180	1,269,711	-363,531		183,000	723,180	
		差引	-1,581	-18,514	16,933	—	—	—	



企業局 (有料駐車場事業会計)

(単位:千円)

事項別 明細書 頁数	項目	本年度 予算額 (A)	前年度 予算額 (B)	比較 増減 (A)-(B)	本年度予算額の財源内訳			説明	
					国庫 補助金	企業債	その他		
603	資本的 収入	企業債	7,000	0	7,000	—	—	—	管制装置改修工事に係る企業債
		計	7,000	0	7,000	—	—	—	
	資本的 支出	建設改良費	34,013	0	34,013		7,000	27,013	管制装置改修工事
		他会計への繰出金	50,000	50,000				50,000	一般会計繰出金(県政貢献)
		計	84,013	50,000	34,013		7,000	77,013	
		差引	-77,013	-50,000	-27,013	—	—	—	

債務負担行為（設定）

企業局

（電気事業会計）

（単位：千円）

議案書 頁 数	事 項	期 間	限 度 額
83	新規水力開発関係調査業務 新規水力開発関係調査業務委託	令和6年度	16,301

## 令和 5 年度当初予算説明資料

労働委員会（一般会計）

（単位：千円）

事項別 明細書 頁 数	目 名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A)-(B)	本 年 度 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一般財源	
					国支出金	地方債	その他		
203	委員会費	27,921	26,856	1,065				27,921	委員報酬 15人 27,921
203 ～204	事務局費	83,832	65,993	17,839				83,832	1. 職員給与費 9人 78,504 2. 運営費 5,328 (1) 事務費 1,310 事務局の管理運営に要する経費 (2) 委員会費 380 総会等の開催に要する経費 (3) 審査・調整等事業費 621 審査・調整事件及び個別あつせんの 調査、処理に要する経費 (4) 連絡会議、調査・研修費 3,017 全国・九州ブロック会議、九州労働 委員会協議会負担金及び調査・研修に 要する経費
労働委員会 計		111,753	92,849	18,904				111,753	

